

令和2年第6回 邑南町議会定例会（第3日目） 会議録

1. 招集年月日 令和2年9月7日（令和2年8月27日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 議 令和2年9月16日（水） 午前9時30分
 散会 午後3時36分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 14名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員

議席	氏 名						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	三上 直樹
管財課長	小畑 芳秋	地域みらい課長	田村 哲	財務課長	白須 寿
		福祉課長	小笠原 誠治	農林振興課長	大賀 定
		建設課長	上田 修		
医療政策課長	口羽 正彦	保健課長	土崎 しのぶ		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	高瀬 満晃	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局調整監 小形 めぐみ

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

令和2年第6回邑南町議会定例会議事日程（第3号）

令和2年9月16日（水）午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

令和2年第6回 邑南町議会 定例会（第3日目） 会議録

【令和2年9月16日（水）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

開議宣告

●山中議長（山中康樹） おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。5番宮田議員、6番漆谷議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

●山中議長（山中康樹） 日程第2、一般質問。あらかじめ一般質問の順番を申し上げておきます。6番、漆谷議員。5番、宮田議員。12番、亀山議員。11番、辰田議員。以上4名です。

●山中議長（山中康樹） ここで、暫時休憩とさせていただきます

—— 午前9時31分 休憩 ——

（Aグループ議員退席）

—— 午前9時32分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

●山中議長（山中康樹） それでは、通告順位第1号、漆谷議員。登壇をお願いします。

（議員登壇）

●漆谷議員（漆谷光夫） 議長。

●山中議長（山中康樹） 6番、漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 先ほども触れられましたように関係人口から定住、定住から、いや、関係人口から移住、そして最終的には定住にもっていくのが一つの流れであります。今、非常に、リモートとかオンラインとか、何々オンライン、オンライン何々とか、リモート何々とかいうことがあります。そういうことも非常に視野に入れながら、それならば今後、定住策について、本町はどのような施策や戦略で臨むのか。従来の定住の在り方ではなかなか追いつかないところがあります。私達は、いつも邑南町に住んでいますので、なかなか気が付かない、いいところもわからない。首都圏、大都市の方から見るとそれが大きな価値観かもわかりません。そして、医療、福祉、介護、農林業等々、後継者不足や担い手不足ということもあります。逆にそういうことを訴える、全国に発信することによって、全国の地方回帰のみなさんは、いろんな価値観やニーズをもっておられます。多様化しております。そういうことに踏み込んでしっかりとやっていくのが、これからの定住策にもつながるのではないかと、私は勝手に思っておるわけですが、そのへんのことを踏まえて、これからの施策は、施策や戦略はどのようなものを考えておられるのか、この点についてお聞きしたいと思いません。

○田村地域みらい課長（田村 哲） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村 哲） 定住を増やすための施策や戦略についてでございますけども、まず地方への移住を検討している方へ必要な情報をしっかり届ける必要があるというふうに考えております。これまで島根県全体で行ってましたUIターンフェアなどの対面での相談ができない状況下において、インターネットなどを活用した情報発信が有効であるというふうに考えております。この度の議会においても、移住定住情報を紹介するホームページの充実やインターネット上で閲覧できる冊子の作成にかかる経費を補正予算にて計上させているところでございます。そして、具体的な相談体制としましては、これまでの対面での相談、町内案内だけではなく、現在お住まいの地域と邑南町をオンラインでつないで顔を見ながら相談ができるよう、必要な機材の整備を行うこととしております。こうした設備や機能を使い、例えば動画を使って邑南町での暮らしぶりを紹介をして、具体的な邑南町での暮らし方のイメージをつかんでもらえるような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

●漆谷議員（漆谷光夫） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） はい。ありがとうございます。これからはオンライン、リモートとかいうことを言いましたが、そういうふうにオンラインとかリモートで町の紹介をする、そして、あたかも邑南町に来られたかのように体感あるいは体験をしてもらう、こういうことが非常に大事だと思います。文章でなしにやっぱり絵で見て、実感してもらうということが非常に大事なかと思えます。SNSの利用も非常に大事な分野かと思えます。そういうことをしっかりと、研究しながら、いかに邑南町を知ってもらうかということが非常に大切

なこれからの戦略になるではなかろうかと思えます。田村課長もそういう答弁をされましたので、ぜひとも施策や戦略についてもう一回練り直してスタートしていただきたいというふうに思えます。3番目の問題ですが、これは、課長に答えていただいてもいいんですが、なかなかみらい課を中心に今、定住策が進んでおりますので、課長としてもなかなか答えにくい部分もあろうかと思えます。課長答えていただいてもいいし、できれば町長に答えていただきたいんですが。今、13日の新聞ですか、過疎法のあとを受け新法が、次の通常国会で出され、そして来年の、来年度からですか、スタートするというような記事を見ました。そのなかで、首都圏の受け皿として地方は非常に重要な、これについては支援していこうという一つ。もう1点は、遠隔医療あるいは遠隔教育、そして、テレワーク。要するに、分散、今までなかなか前に進まなかった、次の過疎法といいますか、まだ名前は決まっとらんわけですが、これによって随分背中を押されるいうか追い風になるではなかろうかと思えますが、そういう面にあっても、しっかりと今からこの定住対策、本町は本町なりの独自性を持ったものをしっかりと構築していく必要があると思えます。なお、これまではとかく、定住いけば地域みらい課のことだというふうに、私も思っておりましたし、各課の課長さん方も思っておられたかもしれん。いや、そうじゃない言われるかもわかりませんが、やはりこれからは、課を超えて、枠組みを超えて、横断的にしっかりとこの定住策に取り組まないと、なかなか定住策というのは、いろんな分野にまたがるというふうに私は感じております。そういう観点からして、しっかりと各課で、自分の課には、課では定住策について何ができるんか、定住策ばかりじゃあないですが何ができるんだらう、大きなテーマについては、そういうふうに横断的な視野にたって、戦略や知恵を持ち合って、定住策を考えていく、こういうことが、大事ではなかろうかと思えます。そして、もちろん、官民連携ということは、これはきってもきりはなせない大事な問題だと思えます。民間には民間のノウハウやいろんな経験、そして民間ならではできないこともあります。そういう観点から、官と民がしっかりと連携し、協働し、取り組んでいく必要があるかと思えます。以上、次の過疎法含めて、いわばオール邑南町で定住に取り組んではどうだろうか、プロジェクト化してはどうだろうかということについての質問ですが、これについてお尋ねをいたします。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 定住に対する漆谷議員さんからの提案もいただきまして、検討に値するご意見もいただいたなあとこういうふうに思っております。地方回帰という言葉があるんですけども、やっぱり分析をよくしてみると、それは首都圏であり関西圏が主だ、というふうに思っておりますが。首都圏の場合はやっぱり、関東圏にやはりみんな興味をもっている。関西圏であれば、ここでいえば鳥取、岡山までぐらいのところでみなさん興味をもって移住のことを考えていらっしゃる。こういう分析があるわけでありまして。したがって、そこに外れている島根県については、よっぽど性根を入れてやらないと、通信環境というのはどこも一緒ですから、非常に厳しいものであるなということも、また認識していかなくちゃいけません。政府の方もデジタル庁ということ掲げておりますけれども、幸い邑南町の通信環境整っているわけでありまして、テレワークとリモートとかっていうのは、あくまでもこれは手段でありまして、そこからどう人を呼び込むかということは、大事でありまして、いかに根付いてもらうかということが、私は最も大事であります。つまり、住民票ずっとおいといてもらうということが大事でありまして、移住をした方がいいが地域に合わなくてすぐ

出ていってしまう、こんなことになってはいけない、という観点から、やっぱり田村課長も今の地区戦。これはやっぱりさらにさらに、やっていって、やっぱり地域に人を呼び込んで、地域の主役としてですね、来た方々も頑張ってもらおう。その地域の温かさ、そういったものが大事なんじゃないかということを行っているわけでありまして。先日新聞にも出ておりましたが、非常に定住に、経験のある藤原義光さんが新聞に書いておられました。やっぱり定住を考えるにおいて手段はともかくとして、その町の、やっぱり定住に対する理念というものが大事なんじゃないかと、しよせん、今の現状を見てみると、やっぱり近隣町村との取り合いになっている。それじゃあなんの意味もないんで、その理念というのは、大きな金をつかわずとも、地域振興施策、いわゆるわたしどもやっている地域、地区別戦略、そうしたものが極めて重要じゃないかというようなことを書いておられて、私も非常に合点をしたわけでありまして。そういうことを前提に考えてはおりますけれども、一つ気になっているのが、ちょうど日本一の子育て村、10年を迎えるにあたって、先般、これは横断的に組織をもっているものであります。課のなかの。評価をしてもらったんですが、気になるのは、幼児の家族のみなさんは邑南町に来てもらうんだけども、幼児を伴って、そこから小学校、中学校、高校とあがる段階においてですね、節目節目で、子供さん、家族と一緒に転出してしまおう、そんな傾向が見られるということをおかれてですね、私非常にこれはショックでありました。私も非常に教育については、予算もかけて、相当力を入れていっているつもりであります。その評価だけを考えると必ずしも邑南町は教育に対して、魅力を感じてきていただいている人は少ないんじゃないかなあと。やっぱり、その教育の、やっぱり在り方っていうものをもう一回我々も教育委員会と一緒に考えていく必要があるんじゃないか。これは現実の数字の問題として突きつけられておりますし、最終的には、矢上高校の魅力化ということにもつながっていくわけでありまして。残念な結果ということでありまして。官民連携ということでもいろいろ、これからもやって、当然やっていかなければいけません。昨日か今日のニュースにですね、出雲市は外国人が影響にドーンと出てしまっていて、外国人の人口が急激に減ってしまったということをお知らせとして出ております。邑南町は今外国人の方が、在住で98人ぐらいだというふうに承知をしておりますが。これは、おかげさまで減ることもなく、そう増えてはおりませんけれども、まあまあ推移している。これは、どういうんですかねえ、進出企業会のご努力にもあるだろうし、そこは相当雇用されておりますし。それから今では農業関係、農業生産法人であるとか、そうしたところも、少しずつですね外国の方を雇用されておる。で、そこをしっかりとケアされている結果が、この外国人の一定の数の維持にとどまっているのではないかなあと。やはり、官民連携ということをお考えすると従来からやっていた進出企業会との連携ということもますます大事になってくるだろうというふうに思います。2日前からですかね、国勢調査も始まっております。外国人の方も当然入るわけでありまして、何人住んでいるかということが一番重要であります。そういう観点もありませんし、それから観光ビジョンについても関係人口、非常に大きくとらえてですね、各地区に、できれば関係人口案内所というものを設置してもらって、そこから呼び込む、人を呼び込むということもやっていかなきゃいけない状況であります。それから、住宅の問題についていえば、住宅相談支援センター、こういったものもですね、今、準備を官民と一緒に立ち上げようとしておりました、そんなことをやりながら理念をしっかりと持ってですね、今後も定住に対しては取り組んでいきたいなあと、こういうふうに思います。

●漆谷議員（漆谷光夫） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 漆谷議員。

●**漆谷議員（漆谷光夫）** はい。定住対策はしっかりした邑南町の理念をもってやるということでございます。町長も言われましたように最終的には定住者を増やしていくということが一番大切なこととあります。で、先ほども触れられましたが、幸いに邑南町はこの5年間で、地区別戦略で本当に町外からの移住者を受け入れる体制というものについては、非常に、整ったというふうに私は理解しておりますので、まずはいろんな方法もありますし過程もあります。が、最終的には、理念をもって定住者を増やしていくということが一番大切なことではなかろうかというふうに理解しました。それでは、次に2点目の矢上高校の寮のビジョンについてお尋ねをしてみたいと思います。持続可能なまちづくりには、矢上高校の存続というのは非常に大事なことで、矢上高校は邑南町のまちづくりの柱だと私は思っております。その矢上高校を支えていく定員を確保していくうえで、矢上高校の寮の存在というのは非常に、私は大きな役割を担っていると思っております。あとで、また、数字を挙げて説明したいと思いますが。まず最初に矢上高校の現状、矢上高校寮の、明溪寮も含めて、邑学館も含めて、状況と課題は何か、これについてお聞きいたします。

○**田村地域みらい課長（田村 哲）** 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 田村地域みらい課長。

○**田村地域みらい課長（田村 哲）** 県立矢上高等学校の寮の現状と課題について申し上げます。現在、矢上高校に通学する生徒が利用している寮は、県立の明溪寮と町立の研修施設邑学館の二つがあります。県立明溪寮の定員は80名、町立の邑学館の定員は14名で合計94名が現在の定員でございます。今年度の寮生は94名の定員に対しまして87名が入寮している状況でございます。定員に関しては、平成29年度は86名でしたが、その後の町外県外生徒の増加に伴いまして、明溪寮の学習室を部屋に変更するなどの対応を図ってまいりまして、定員増を図ってきたところでございます。各部屋の定員につきましては、県立の明溪寮が1室4名、町立の邑学館が1室2名となっています。また、浴室については、明溪寮に2箇所、邑学館に1箇所ございますが、厨房、食堂は邑学館のみでございます。ですので、食事についてはすべて邑学館を利用しているという状況です。次に、矢上高校の定員の確保の状況についてでございますが。かつては1学年120名でございましたが、平成27年度の入学生から1学年90名となり、令和元年度まで同様の状況でございましたが、今年度の入学生から産業技術科が5名増員となりまして、現在は1学年95名の定員となっております。ここ数年間の生徒の推移を申し上げますと、平成28年度は定員90名に対しまして90名の入学。平成29年度は90名に対して89名の、89名。平成30年度は90名に対して86名。令和元年度は90名に対して69名。今年度が95名の定員に対しまして93名でございます。昨年度は大きな定員割れを起こしておりますが、その他の年度におきましては、大きな定員割れもなく推移している状況でございます。定員充足に対する課題を申し上げますと、町外、県外から矢上高校を希望する生徒の募集に関しては、前年度の寮からの退者数に左右されることになるため、毎年一定数を募集できるわけではなくて、人数は限定せざるを得ない状況にあるということとあります。したがって、町内や近隣の町で自宅通学が可能な生徒の確保が一定数ないと、全ての定員の充足は困難になるといわざるを得ない状況でございます。町内の矢上高校進学率はここ5年間で、高いときで71.6%、低いときは、低い年は52.8%でございます。定員の充足だけを考えますと、町内からの進学率の向上も課題の一つであると認識しているところでございます。

●漆谷議員（漆谷光夫） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 今、現状と課題について述べていただきました。今年のオープンスクールですか、行政報告でもありましたように158名の方が参加いただいたというふうに聞いております。もともと3クラス120名の、定員だったわけですが、90人。そして、先ほども申し上げられましたように、学校関係者、もちろん行政もですが、地域、あげていろいろ、ご心配していただき、努力いただいた結果が、95名というところまで定員をもっていくことができました。しかしながら、矢上高校の将来ビジョンにも掲げてありますように、目標はあくまで120名の復活、定員、定員を120名に戻すという大きな大きなテーマがあります。それも念頭に置きながら次のビジョンについてはしっかり考えていくべきだというふうに思います。過去、先ほども課長が少し触れられましたが、過去5年の、町内の中学生の、矢上高校への進学率は、5年を平均しますと約60%という結果が出ております。私が、計算してみました。そして、これから向こう9年間、今の中学3年から、数えまして小学校1年まで、9年間をみますと、七十数名から九十数名、いろいろ変化はあって推移しますが、それを平均しますと約八十名という結果になります。これを単純に計算しますと、48人が地元の中学校からの入学生ということになります。したがって47名は、町外、県外から定員を募集するという、単純に計算するとそういうことになります。47名を町外、県外から、矢上高校に進学していただきますと単純に47名、毎年47名ずつの寮のキャパが必要な、収容する、入所、入舎いうんですかね、してもらうには四十何人。しかしながら近隣の市や町からはバス通学もありますので、それを引いたとしても30名から40名は毎年、これから、町外、県外からの募集をさせていただいて矢上高校に進学してもらうことが、非常に、単純な計算ではありますが、それが必要になってくるというふうに、私は試算しとるわけです。それと合わせて、一番大事なのは、寮の、入寮していただく、定員数を上げることも大事ですし、今度のコロナで二人部屋にすることも大事ですし、建物そのものの、将来ビジョンをもってやることも大事ですが、私がもう一つ大切だと思うことは、寮の環境、いわゆる、寮は寝食、寝たり食べたりするばかりではなしに、関東圏、関西圏、遠方からも来とられます。3年間そこで暮らされるわけですので、寮の環境の良し悪し、住心地良さ。憩いの場所であったりすることは、非常に私は大切なことだというふうに思っております。聞くところによると、矢上高校への進学は何が決め手になったか、というような問いに、寮が決め手になる、なったというような回答をされる生徒さんもおられるようです。確かにそうだと思います。学校生活もですが、同じような条件なら寮のいい所に行こうか、ということは自然な考えかも知れません。そういう意味からあって、意味合いからして、必ずしも今までの寮については、本当に生徒さんの、思いやら日常の生活に満足できるような環境だったんだろうかということも、私も思っております。そういうことを含めて、次の質問ですが、やはり、入寮していただいた生徒さんの意向調査いいますか、そういうのをしっかりやって、すぐ反映して、すぐ改善するところはしていく、こういうシステムづくりが、すでに行われとるかも知れませんが、私の感触では、どうも生徒さんに聞くところによると、そういう、なかなか自分達の思うようにはならないという現実を聞くわけですが。今後ですね、やはり寮生のみなさんの、意向をしっかり聞くようなシステムづくりというのはどのようにお考えなのか、この点についてお尋ねをいたします。

○田村地域みらい課長（田村 哲） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村 哲） 寮生活を快適なものとするために、寮生からも声を聞くべきではなかろうかという御質問でございました。寮については、毎日、舎監の先生も利用されておりますので、寮のボイラー、エアコンといった設備や洗濯機あるいは洗濯乾燥機などの備品の不具合については、先生も確認をされてまして、異常があればその都度修繕等、随時対応をしているところでございます。また、食事についてですけれども、指定管理者によって、みんなの台所という食堂からのたよりをですね、定期的に発行をしております、このお便りのところに寮生からのアンケートが取れるようなしくみをとっておられまして、その都度そこからでた意見につきましては参考にされ、よりよい食の提供を心がけているというふうに思いますし、矢上高校のホームページにもそういった模様がですね、掲載されておりますので、ぜひ、ご覧いただきたいというふうに思います。で、町としましても定期的に高校、指定管理者との三者協議を実施しております、情報交換をしながら寮生活の充実に努めているところでございます。

●漆谷議員（漆谷光夫） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） 関東、あるいは関西。遠方から本当に大事な生徒さんを邑南町は預かっているというような認識が非常に私は大事だというふうに思います。この3年間で、邑南町は第二のふるさとと思って、生徒が巣立っていってくれるということは、非常に邑南町にとっても、非常に大事なというふうに思っております。これについては地域も、方も一生懸命、できるだけ、寮生と交流するように、寮生の思いを、本当に地域の隣人として、地域の子供として3年間を過ごしてもらえるように、非常に地域の方も協力的にやっております。そこで、次の最後の質問に入らせていただきます。邑学館の増築ですか、新築ですか、これについて、この度の9月の議会の産建の資料に載っております。私は、非常に歓迎する、非常に寮に対して前向きな施策をしていただくんだなあというふうに感じております。しかしながら、寮の改造とか新築というのは、そう度々できるものではありません。今、たまたまコロナ禍で、3密を防ぐということは、寮生活を送っていく、いただく生徒さんにとっては、非常に大事ですし、町としてもそれについてはしっかりと責任をもって、寮のあり方というものを考えていかねばならないと思います。先ほども申し上げましたが、寮の定員数は何が本当に適正なのか。そして、感染症に対する寮の人数は、どういう人数が適切なのか、あるいはまた寮の室内の区切り方についても今後考えていかねばならないのではなかろうかと。そして、併せて環境についてもしっかりと考えていかねばなりません。私は、非常に、大いにこの増築、新築については歓迎するものですが、今一度将来ビジョン、青写真をしっかり描いて、そして、それこそ持続可能な邑学館であり、明溪寮であり、そういうところをしっかりと念頭においた寮のあり方について考えていくべきだというふうに思います。ただ建物を、部屋があればという分ではありません。建物があれば、それに伴いスペースも大事だと思います。すぐ、道路に面したところに寮があればというものでもありません。例えば、野球部の部員してみれば、学校から帰って、寮に帰ってからもバットの素振りができるようなスペース、余裕もなければなりません。先ほども申し上げましたよう

に本当に憩い、安らぎの場所でもなければなりません。そして、もう1点は、邑学館はもともと地域交流の場としてできたわけですが、ほとんどとといいますか、全く機能はしていません。そういう面も考慮して、地域のつながりがもてるような、やっぱり邑学館であり、寮であり、これからこの寮に入っていく方はもちろん、今おられる方も矢上高校に来て、矢上高校の寮に入って本当によかったと言ってもらえるような、皆様から選ばれるような学校であり、寮であることを私は望んでおります。以上の観点から、これは最後の質問でありますので、これは町長のご所見をいただければというふうに思います。

○田村地域みらい課長（田村 哲） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 田村地域みらい課長。残り時間が10分をきりましたので、答弁の方は簡潔にお願いします。

○田村地域みらい課長（田村 哲） 御質問に対しまして、現状のみ報告をさせていただきたいというふうに思います。で、これまでコロナウイルスの関連についての体制については、それぞれの議会の方でも説明をしておりますので、今順次設備を整えているということでございます。で、寮の部屋についてはですね、明溪寮に空き室が2室、2部屋だけ。ほとんどの部屋が定員いっぱいの状況になっておりまして、こういった状況を踏まえまして今年度中に交流施設の香賓館の改修をまず行いまして、そこへは部屋が6室ありますので、ここを12名が利用できる部屋を確保したいというふうに考えておりますけれども、これだけでは十分ではないと認識をしているところでございます。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 明溪寮、それから邑学館についての将来ビジョンのお尋ねでございます。ビジョンでございますから、私から答えをさせていただきますが、その前に、漆谷議員さんがいみじくも言われましたけれども、まずもって地元の方が、漆谷議員さんの地元のいわみ中央自治会のみなさん方をはじめですね、寮生の方々に対する生活サポート、これに対して一生懸命やっていたということについて、この場を借りてお礼を申し上げたいというふうに思います。そういうことが現状ではかなり魅力的な寮になっているのではないかなあというふうには感じておりますが。そういうなかでコロナ禍ということで、今回特に私は、この寮の問題について真剣に考えなきゃいけない時期にきているというふうに、認識をしております。よくいう今の4人部屋を最低でも2人部屋にして生活の質をあげる、このことはやはり感染症対策一つをとってみても大変重要な問題ではないかなあということでございます。したがって、今までのように、その場その場で対策をしているということについては、もう間に合わないのではないのか。そういう、認識がございまして、1点明溪寮の問題でございますが、従来からこれは、県知事をはじめ県教育委員会にも改修、増築をお願いをしております。さらにこの8月27日に、県議会の中山間特別委員会に私も公述人として呼ばれて、もちろん寮の問題だけではなくたんですが、この寮の問題も取り上げをさせていただいて、非常にこの寮の環境が県立の施設にあるにもかかわらず、質が悪い。そういう現状を、訴えてきたわけでございます。県の教育委員会としては、非常にここの問題については、ガードが固いということでございます。つまり、県の教育委員会は、今後また、高校の再編計画というものを、

今から考えていく時期にきているということでありまして、それはおそらく10年先、20年先の再編計画になろうかと思えます。そのときにあわせて今の寮をどうするかということも考えていきたいということでございます。それが回答でございます。したがって、そういうことを考えると私共が切羽詰まってこの寮の問題どうしようかということについては、これまた間に合わないわけでありまして。したがって、このようなこの状況のなかで、今町立の、みなし寄宿舎でございます邑学館、やっぱりこれを県にも当然交渉していくべき問題もありますけども、やはり町が主体的にですね、漆谷議員さんが言われたような機能的で魅力のある、邑学館の増築、これを早急に具体的に取り組んでいく必要であるというふうに、認識をしております。そういうことを考えますと、やはり適地の問題、土地の問題。あるいは財政の問題そうしたことを勘案しながら計画づくりをおこなって、前向きに検討していくなかで、議会にもお示しをしていきたいなということで、ぜひともご協力をいただきたいなあ、とこういうふうに思います。あわせて、今はこの問題、寮生問題についてクローズアップされていますけども、やっぱり矢上高校の魅力化ということを考えますと、やっぱり学力の向上をどうはかっていくかと、これは寮生、寮生以外の方々全ての問題にかかわる問題でございます。あるいは、町内から通っていらっしゃる遠方からの中学生。こうした方々の補助の問題。通学費の補助の問題。こうしたことも、併せて検討しながら、町内の中学生も矢上高校に魅力を感じて入っていただくようなことも考えていく時期にきているのではないかなというふうに、思っております。

●漆谷議員（漆谷光夫） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 漆谷議員。

●漆谷議員（漆谷光夫） はい、ありがとうございました。矢上高校を含め、寮も含め、全体的に魅力化が増すように。そして、しっかりとした将来ビジョンをもって、この寮の問題については、今後もいろいろご配慮いただきたいというふうに思います。これで質問をすべて終わりましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●山中議長（山中康樹） 以上で、漆谷議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時29分 休憩 ——

(Bグループ議員の退場)

(Aグループ議員の入場)

—— 午前10時45分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、通告順位第2号、宮田議員。登壇をお願いします。

(議員登壇)

●宮田議員(宮田 博) はい、議長。

●山中議長(山中康樹) 5番、宮田議員。

●宮田議員(宮田 博) はい。5番宮田博でございます。9月の定例議会にあたりまして、一般質問をいたします。依然として、感染の拡大が続いておりますコロナウイルス等々で多くの被害を受けられました方。また、いろんな日常生活で影響を受けておられます方には心からお見舞いを申し上げます。また、行政をはじめとしてこの感染の対策にご尽力をいただいております各機関の皆様、心から感謝を申し上げるところでございます。今9月議会も6月に続きまして、いわゆるコロナ禍ということで非常に変則的な議会が進められております。一般質問につきましても、なるべく喫緊の項目をとということで選択をしたつもりではございますが、今回3点について通告を致しておりますので、おおむね通告の順に従って質問を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひします。まず、1点目は、令和元年度決算と邑南町行財政改善計画の進捗状況についてということで通告を致しております。財政硬直化の懸念はないか、非常に、きつような書き下しでしておりますが、この件につきましては、過去の一般質問におきましても同様の質問をいたしております。今回は、令和元年度の決算及び、いわゆる過去の財務状況等の精査、あるいは検証もさせていただいて、財政の硬直化という面の懸念、これが進んでいるのではないかということ。そしてまた、邑南町の行財政改善計画、これが今の現状をとらまえて進められているのか。そういったところについての質問をしてまいりたいと思っております。と申しますのも、やはり地方公共団体の、財政構造の弾力性というものを判断できるのは、一般的に経常収支比率であるといわれております。この比率についてはご答弁でもあろうかと思っておりますが、いわゆる人件費、扶助費、公債費等の経常的に支出される、経常的な経費に充当される一般財源の額が、税収でありますとか交付税、そういった経常的に収入される経常的な一般財源に占める割合であると、いろいろと理解をしております。もし違っておれば、また、御訂正をお願いいたします。そこで、令和元年度の決算指標における経常収支比率。これは96.6%。30年度が96.3%でしたので、0.3%悪化したというふうに、いうことでございます。これが100%に近いということは、いわゆる経常的な収入で経常的な支出を賄えない状態になるということは基金の取り崩し、あるいは起債の発行ということで財政を支えるということになるかと思ひます。直近の例といいますと30年度の、市町村別年度別経常収支比率の調査というのがありまして、これも見たんですが、県内の11町村で、本町が30年度においても96.3%のときでも一番高いと、いうような状況下でございます。一般的なものの本とか、によりましてこの経常的な適正、適正な水準というのは都道府県ではだいたい80%。それから、市町村は75%ということで、これを上回らないほうが望ましいんじゃないかといわれておりますが、本町におきましてはここ近年ずっと、90パーセント代と高い水準で推移をしているところでございます。いわゆるこの経常収支比率だけでいわゆる財政構造の弾力性ということを測るということも難しいんじゃないかということもいわれておりますが、懸念されるのは、こういう状態のなかで財政構造の、冒頭にもいいましたが、硬直化。財政の、硬直化という懸念はないものなのか。また、財政の構造の、弾力性というものを測る他の指標等はないのか。そしてまた、本町におけるこの96.6%という今の収支比率なんですが、これが、適正水準。本町はどの程度が適正水準というふうに考えておられるのか。この3点について御答弁をお願い致します。

○白須財務課長（白須 寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須 寿） 財政の、硬直化の懸念がないかということで、経常収支比率のすることについて、御質問をいただきました。経常収支比率の、しくみにつきましては先ほど議員説明のとおりでございます。これは財政構造の弾力性を測定する比率として使われております。この数字が高くなると、財政は弾力性を失う。言い換えますと財政にゆとりがなくなるとい状況になります。臨時の財政需要に対応しにくくなるということになります。邑南町の令和元年度の経常収支比率は、先ほどもありましたが96.6%でございました。比率が上昇した要因は、分母にあたる普通交付税の減少でございます。普通交付税の減少に対応するため、構成要素であります物件費、維持補修費などの削減に取り組み、分子の方も減少しているんですが、普通交付税以上の縮減は難しい状況にあったという状況でございます。平成30年度の、島根県内の市町村の経常収支比率の平均値、これは91.5%でした。全国の自治体をじんこくや、人口や産業構造などの、似通った条件で分類した、類似団体のなかで、邑南町が属するグループの平均値、これは90.1%となっております。邑南町はいずれも、これを上回っておりまして、財政の硬直化が進んでいると認識しているところです。類似団体の、平成30年度の住民一人当たりのコスト、これを比較してみますと、邑南町は人件費、補助費、公債費、繰出金が、平均より高くなっています。構造的にみましてもこれらが経常経費に占める割合も約8割と大きくなっておりまして、経常収支比率を押し上げている要因となっております。今後も防災行政無線やごみ処理施設整備の償還開始並びに道の駅、石見中学校、公立邑智病院の整備も計画しております。これまで以上に、経常収支比率や財政健全化判断比率、これらを注視しながらの財政運営になってくるものと考えております。財政構造の弾力性。これを今、経常収支比率で判断しておりますが、これを測るほかの要素はないかということでございました。いろいろ、財政状況を把握するため、いろいろな指標、たとえば、基準財政収入、失礼しました。財政力指数、あるいは、実質収支比率。あるいは、最近では、財務書類なども利用しまして、財政状況を把握しておりますが、この、財政の構造、財政構造の弾力性、これを直接測るような数字は、なかなか、直接的には、これらの指標では把握できないという状況でございました。目安としましては、例えば、経常経費の8割を占めます人件費、補助費、公債費、繰出金、これらの状況をですね、例えば前年度と比較するとか、そういった方法である程度財政の弾力性を把握できるのではというふうに思っております。それから、本町の適正化率を設定しているかどうか、経常収支比率の適正化率を設定しているかどうかというところでございます。適正な数値ははっきりとは設定しておりません。先ほど議員もおっしゃいましたように、経験的には、70%とか80%という数字は、ございますが、現実的に考えますと、島根県とかあるいは類似団体の、状況を、考えますと、邑南町としては、その平均値90%程度が現実的な、適正化率ではないかというふうに考えております。

●宮田議員（宮田 博） はい。議長

●山中議長（山中康樹） 宮田議員。

●宮田議員（宮田 博） はい。私もこの質問をするにあたりまして、今答弁のなかであ

りました県の数字等々もいろいろと見させていただきましたが、非常に島根県内も80パーセント代ってというのはわずか4市町くらいしかなかったと思います。皆、それ以上の状況でございます。しかしながらやはり、これに近づくというような、ことはしていかなければならないというふうに考えます。次の質問に移ってまいります。邑南町行財政改善計画は、現在の財務状況等を考慮して進められているか、ということでの質問ですが、この改善計画は30年の9月に策定され、翌年の31年の3月に、行財政改善実施計画、あるいは定員適正化計画が策定され、今、進められているところでございますが。この、計画の第一の行財政改善の基本姿勢の前段には、懸念される財源の硬直化に対応するために行うものであるということで、5つの基本姿勢、これに基づいて進めていくというふうになっております。で、先ほどの質問とかぶるところもあろうかと思いますが、やはりこういった、硬直化になっていくと、今、答弁のなかにも触れておられましたが、大型公共事業等将来顕在化するような課題、あるいは突発的事項への対応できる体力っていうものが、今のうちの財政状況であるのかどうか。そしてまた、依存財源、4分の3が確か交付税だったと思いますが、財政状況であれば行財政改善計画は、適切かつ迅速に進めていかなければならないと思いますが、今の計画というものは、そういった面をとらまえて、本町の立地条件あるいは町民の皆様のニーズに適合するような計画に、修正なりされて進められているのか。この点についてご答弁をお願いします。

○白須財務課長（白須 寿） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須 寿） 邑南町行財政改善計画は、現在の財務状況等を考慮して進められているかという質問でございます。平成30年に作成致しました、この邑南町行財政改善計画は、議員さんも触れられましたが、交付税をはじめとする財源が縮小していくなか、少子高齢化が進行しその対策経費が増加していくこと、また、町が所有する公共施設等の更新に多額の費用が見込まれる、このような状況で懸念される財政の硬直化に対応するため作成したものでございます。現在この計画に基づき民間の力の活用や、自主財源の確保、公共施設の管理運営の見直しなどを進めているところでございます。また、予算編成におきましても、行財政改善計画の着実な実行を掲げているところでございます。一方で議員ご指摘のように、ここ数年は経常収支比率が上昇しております。また今後、大きな事業も控えております。民間の力の活用や公共施設の管理運営の見直しなど直ちに効果の現れないこと、そういったことも背景にはありますが、先ほど説明しました経常収支、経常経費の8割を占める人件費、補助費、公債費、繰出金、こういった負担が大きく、ただいま影響しているという状況でございます。邑南町行財政改善計画は、現在の財務状況等を考慮して進められているかという質問でございます。この状況は一つには、これまで進めてきたまちづくりや住民サービスの向上のための積極的な施策、そういったものを実施してきた結果至ったともいえます。引き続き、必要な事業は実施しなければなりません、財政の健全な運営のため、町民のみなさんの御理解御協力をいただきまして、行財政改善を進めていく必要があると考えております。

●宮田議員（宮田 博） 議長。

●山中議長（山中康樹） 宮田議員。

●宮田議員（宮田 博） はい。答弁にもありましたが適正な水準を、本町で考えているか。これは質問をした私も難しいなと思いながら、いじわる的にちょっと言ってしまったところもありますが。やはり、そうではあってもおおよそこれくらいまではがんばってやろうという水準的なものは、定めて取り組んでいく必要はあるんじゃないかなあという気はいたします。先ほどらい申し上げておりますように、この経常収支比率が100%に近くなるということは、突発的な事項であるだとか、大きな工事、そういったものに着手ができなくなるということも十分認識をして、またこれも町民の皆様にも、周知を、知っていただくということも大事ではなかろうかなと思います。まあ、一方で、この、先ほどらい申し上げておりますが、この経常収支比率を下げる、下げるということに、なってしまいますと、固執してしまうと逆に必要な政策が十分に手当てできないということも出てくるんじゃないかなあと思います。そういったところも考慮しながら、これからの、行財政を進めていただければと思います。他県ですら、ちょっと調べよりましたら、大阪だったと思うんですけど。この、経常収支比率は、だけに頼らずですら、他のさきほど申しましたようにいろんな実質収支であるだとか、長期の債務負担であるとかそういったものを総合しながらその町の、財政的なものが、弾力性あるいは何ができるかというようなところの判断要素にされているところもあったと思います。いろんな類似団体の比較等々もされながら、本町の立地条件、のちほども申しますが、非常に広大な町の面積でいろんな施設等々も点在している状況ですので、こういった町民の皆様ニーズにあった条件も考えて、ニーズにあった行財政の改善計画というものも、積極的に進めていただきたいと思いますところでございます。2番目の大きな質問に移ってまいります。邑南町公共施設等総合管理計画について。公共施設の適正な整備についてとしておりますが。この1番目には、邑南町の公共施設等総合管理計画の進捗状況については、計画、これが策定をされたのちにですら、どのようなフォローアップが行われたか。先ほども、課長の答弁のなかにもありましたが、いわゆる財政がこう危機的に膨らんできたのは、この1番にあります背景のなかには平成16年の合併以来様々な公共施設の整備がされてきたということ。それから、もう一つはその目的、この計画の目的には、既存の施設を十分に活用するというふうになっております。地域にとってどのような施設が必要であるか、客観的なデータをもとに町民の方々を交えて検討していく必要があるというのが、この計画に述べられております。そして、この3番目には、計画の期間とフォローアップの実施方針というものもあります。で、今回はこの3番目の実施計画について。この計画は平成28年度から平成の57年度、令和27年度までの30年間という非常に長期の計画でございます。ですから、毎年度フォローアップを行わなければならないし、そういうふうにすると計画には書いてあります。で、先ほどもちょっと触れましたが、財政状況は非常に厳しくなってきた。それから、これが設定されて以降人口の減少であったとか、今の財政の状況とかも非常に変化している、変わってきているというようなところも踏まえながら。で、もう一つ、変わらないのは、地理的な条件。邑南町の面積は、県下の市町村19市町村の中でもたしか8番目くらいに広いと思いますが。それだけの広い面積をかかえたなかでの、町の運営というのも非常に難しいところもあるかなあと思いますので、そういったことを考慮してこの計画のフォローアップというものも必要ということがあるんじゃないかなあと思っております。そこで、この計画の進捗状況というのは、毎年度フォローアップするというふうはこの計画には掲げてありますが、これまでのところでこの進捗状況について、どのようなフォローアップが行われてきたのか、主な事項だけで結構でございますので、簡潔に御答弁をお願いいたします。

○小畑管財課長（小畑芳秋） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 小畑管財課長。

○小畑管財課長（小畑芳秋） 邑南町公共施設等総合管理計画について、計画策定後のフォローアップについてのお尋ねでございます。平成28年度に策定後、一施設ごとに施設調査票、いわゆる施設カルテを策定をしまして、その情報を施設の現状に照らし合わせて確認し、毎年度ごとにその施設情報を見直しを行っております。施設の、建築経過年数に伴う老朽化度、施設の規模、利用頻度、収支、収入収支、支出にかかるコストを把握して、各施設の性質や、運営形態の違い等の、に配慮しながら、マネジメントに努めているところでございます。

●宮田議員（宮田 博） 議長。

●山中議長（山中康樹） 宮田議員。

●宮田議員（宮田 博） はい、コメントはのちほどまとめてさせていただきたいと思っております。次の質問では、井原公民館、井原多目的集会所の建替えについて。名称は、この計画書の中で、そのように表示がしてございますのであえて多目的集会所ということも記載をさせていただいております。6月の議会でも、同様の質問をさせていただきまして、大橋課長の方からも前向きに検討したいという御答弁をいただいております。また再度質問をするということで、なんでかなということがあろうかなと思っておりますが、けして大橋課長の答弁が気に入らなかったということではございませんので、御理解を賜りたいと思っております。で、と申しますのも先ほどらい、前段で邑南町が行財政の改善計画。そしてまた、公共施設等の管理計画について質問を致しておりますが、令和元年度の決算を見たときに、財政こうじょう、構造の硬直化というものが、非常にこう、あがってきて。29年度からしますと2.5ポイントくらい上がったと思っておりますので。このままでこういった公共施設を、建ててくださいということをお願いしてもいいのかなという疑念もどこかにあるわけです。で、やはりこの必要なものは、建設をするということもこの計画のなかにも盛り込んでございます。で、井原地区の状況については、前回も申し上げたかもしれませんが、18集落のうちの半数が今限界集落というふうになってきております。人口の減少、高齢化というものも進んでおりますが、この井原公民館がそういったなかでも井原公民館の存在っていうのも、非常に大きいものがございます。それをみなさんも、地区のみなさんも考えになって、先般、町長、教育長、議長あてに井原公民館建替えに関する要望書も提出をされたところでございます。総務教民常任委員会のほうで報告をなされております。私も、監査委員として、令和元年度のこの決算審査の意見書の中におきましても、財政構造が、硬直化傾向にあることから、公共施設等管理計画にそった見直し、あるいは施設管理費や人件費等の経常経費の縮減についてということもコメントさせていただいております。確かに、財政の状況というのは非常に厳しいかもしれませんが、先ほども申しましたように、この計画のなかにある町民のニーズに合わせて公共施設の在り方を見直す必要があるということに今回は主眼をおいて、この質問に立ったところでございます。まあ、申すまでもなく本町の12公民館は地区別戦略、あるいは、そういったいろんな活動のなかで活発な活動もされております。井原地区でも、井原彼岸市あるいは70年以上、70年以上も続いております地区民大会、盆踊り等、これで、里帰り参加というのがあります。先ほどの6番議員さんの答弁のなかに関係人口の増加ということがありましたが、すでにこの関係人口の増加っていうのはもう数年も前からできてい

るんじゃないかなと。で、その拠点となっているのがこの井原公民館でございます。そういったところで、この井原公民館、多目的集会所は、地域住民にとって必要な拠点であるが、近年合併以後にも建設をされた他地区の公民館とは非常に大きな格差がある。一番、古いわけですので当然ですが。そういった面から見たときに、やはり町民のみなさんの公平性も含めて、要望書のとおり建替えが必要と考えますが、町長の御所見をよろしく願います。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 宮田議員さんほか地元の方々が要望書をもってこられたということは、本当に重たいものだろうというふうに思っております。で、先ほどから議論聞いておいて、宮田議員さん自身が経常収支比率を中心にしながら、非常に財政の硬直化がしてるというご指摘のなかで井原公民館を何とかしてほしいという、なんか宮田議員さんにもおそろく心の中には忸怩たるものがあるんじゃないかなというふうに、思っているわけでございます。で、せっかくの機会ですので、経常収支比率の高さを中心にしながら、私の考えをちょっと聞いていただきたいんですが。邑南町も合併をしてすでに16年たっておりますが。当初からですね、住民のサービスは高くして負担は低くしようじゃないかと。こういう精神のもとにずっとやってきておりました。それとともに事業の拡大というところで、諸々の費用が重なっているというのが偽らざる実態でございます。そういうなかで私どもができるということについて、行革ということがあるわけですけども、一つは歳入を増やしていこうというところも大事な点だろうと思ひまして。31年度の決算を今審査いただいているわけですが、そのテーマ、つなげ民の力へというところで、いつまでもこういった仕事は行政がやっていいのかどうか。やっぱり民が育ててきておるとすれば、そこへ任せていくべきではないかという、趣旨のもとにテーマを掲げて、スタート、31年度はやったわけでありまして。いくつかの成果は上がっておりまして、例えば地区別戦略でも、自立を促すという意味で法人化というところで、12地区のうち7つは、法人化をすでに設立されて、自立に向かって努力をされている。最も顕著な例は、今地域商社という言葉がありますけれども、地域商社ビレッジプライドというものを立ち上げて従来はふるさと納税、職員でやっておりました。そのときには5千万しかなかったものが、ここのビレッジプライドに任せたことによって、ふるさと納税が1億7千万弱まで増えている。これは本当に、歳入の面でも自主財源として非常に、ありがたいわけでございます。そうしたことを踏まえながら、やっぱり経常収支比率を考えてみますと、人件費、あるいは補助費、こういったところをやっぱり真剣に考えていく必要があるんじゃないかな。で、人件費については、当初いいましたようにサービスは高く負担は低くでございますから、職員の数は合併当初からは減ってきておりますが、それをカバーするいわゆる任期付の職員さんであるとか臨時職員さんであるとかが入って行って、総人件費は、やはり非常に大きなものになっている。類似団体と、こう比較いたしましても、教育委員会一つとってみてもですね、邑南町突出して教育委員会の人員が多い。これは、たとえば支援員、各種支援員、あるいは公民館の職員の配置、これは、邑南町の一つの町の、まちづくりの在り方ということでやってきているわけですので、これを否定するわけにはいきませんが、やっぱりそこはしっかり成果を出していかなきゃ意味がないわけでありまして。そこをやっぱり見えるように、やっぱりやっていく必要がなければ、これは根本から考え直す必要があるんじゃないかなと。と同時に、民間が力を付けているとはいいいながらも、まだまだ、地区によってはマネージャーがいないとか、立ち上げがうまく

いってないところがございます。そうしたところで、やっぱり、私ども公務員が、役場の職員がそういう地区に入って、いわゆる、ボランティア精神を發揮しながらお手伝いさせていただいている、実態でございます。これは、やっぱり少しそうしたNPO等々の立ち上げというのは、地区によって時間がかかろうかと思えます。けども、こういう邑南町の役場職員の实態が今のままであっていいのだろうか。たとえば民間であれば、とにかく今は兼業、副業というものを働き方改革のなかで、いろいろと考えていらっしゃる。やっぱりここ数年先のことを考えると地方公務員であって働き方改革ということを考えていかないと、なかなか、これは、人の活用、地域の活性化、人件費の問題、こういうことはやはりいい方向にいかないんじゃないかなと思っておりますので、少なくとも邑南町職員の働き方改革の一環に兼業、副業等々の在り方についてどうあるべきかということの、検討をするようにということ、指示を出しております。で、問題は、あと補助費と繰出金であります。特に補助費でございます。これは、いわゆる負担金というところでございます。特に負担金のおおきいところは邑智病院の病院組合、それから、江津邑智消防、消防組合。それから邑智郡でやっております一部事務組合、こういったものが大半を占めているわけでございます。少し長くなって恐縮ですが、病院組合については、設立当初は、赤字補てんをすべて7か町村で補てんをしておりました。本当にそれはそれでいいのかということをやっぱり契機に、繰り出し基準というものを設けて、もうこれ以上は出さないよ、あとは自助努力で病院でやってくれというような基準を作りながら病院の自立を促しているわけでありまして。おかげで31年度についても黒字の見込みでございます。そうすると、9年連続の黒字でございます。そうしたやっぱり一つのモラルというものを持つとかなないけない。それから、消防組合については、従来から、少しずつ出ているんですけども、本当に江津邑智消防組合のエリアだけで考えていいのかどうか。やはりもう少し広域にですね、浜田消防も入れながら、あるいは大田消防組合がいいのかどうか分かりませんが、もう少し広域的にですね議論を深めていって、少しでも、それぞれの町村の負担を、減らすためにはどうあるべきかということもやっぱり真剣に議論していく時期にもきているのではないかな。もう9割くらいが人件費でございます。ただこれは住民の方々の命にかかわる問題ですから、当然支所の統合ということはあってはなりません。出張所の統合ということはあってはなりません。で、問題はですね、一部事務組合です。これは、私の記憶によりますと平成6年に設立されて、どうも、今の、当時の実態と今日の実態、全く変わってない。これだけ世の中が変わっている。3町とも本体では内部努力をしながら一生懸命、改革を進めているわけでありまして、この組合に関しては、全く実態が変わってない。で、最近でいいますとやはりごみ処理の問題。本当に大型事業が続いているわけでありまして、で、本当に真剣に議論をされているのかどうか。時々はですね、この事務組合からきて説明をされているようでありまして、私の記憶では、平成29年にこのごみ処理の全体の事業費の問題について、全協を開かれて邑南町議会でも説明をされておりますが、それ以外は全く説明をされていない。で、この度また急にですね、バックヤードの問題、解体の費用の問題。莫大な費用が突然出てきた。とてもそれは想定外といえるほどの以上のもんでありまして、そういうような在り方いいのかどうか、ということでありまして。で、そういったこと一つをとってみても、やはり事務組合のやっぱり今の職員構成も含めながら、仕事の在り方、これが相当構造改革としてメスを入れていかないと、いつまでも3町に甘える構造であれば、あってはならない。で、現実には事務組合の負担金というのは、ものすごく最近では増えているわけでありまして。必要なものは出していきますけども、あまりにも仕事のやり方がずさんで、あとは泣きつくというような体質であれば非常に私共は、当然拒否をするものであるというふうに、思っております。先般管理者であります川本町長にもこちらに来ていただいて、私からそういった課題について申入れ書を出し

ております。管理者としても、まずそこをやらないと先に進まないという御認識をいただきましたので、そこをしっかりとやっていかないと、いつまでたってもこの負担金、補助費の問題はですね、減っていかない。で、その結果経常収支比率を押し上げているわけでありまして、経常収支比率をとってみても、これ、単町だけの問題でないんです。3町で考えるべき問題なんです。そこをしっかりと認識していかないといけないのかなあ、というふうに、思っております。それから、やはり、老朽化が進んでいる公共施設、大変多ゆうございます。社会体育施設も類似施設を、の町村では非常に多い例がございます。で、こういった実態をまずは住民の方々に知ってもらわないといけないわけでありまして、今、管財課の方でそうした資料を作りながらわかりやすく住民の方々に啓発をしてもらう、するように準備をすすめてもらっております。そうしたなかでやはり、いわゆる公民館どうあるべきか。まず、そういった財政的な問題を頭にいれながら、やっぱり、ここはじっくり考えていく必要があるかと思っております。宮田議員さんがおっしゃっているように井原公民館は、やはり、いつかは建替えをしなければいけない時期と思っております。その時期がいつなのかということは、ここでははっきり言えるわけではありませんけれども、井原地区にとって最もこれは重要な建物でございます。そういう趣旨が要望書にも切々として書いてある。年間1万人くらいが利用されて、ほんとに手狭な公民館でありますけれどもしっかり使われている。しかし、中を見ると非常に機能的に他の公民館に比べれば乏しくて、これは本当になんとかしなきゃいけないなあという気持ちが当然私もございます。で、いずれにしても、この問題については建替える方向でですね、やはり十分に議論をしていく必要があるかと思っております。まずは、そのための財源の確保をどうしていくか、いうことを当然考えていかなきゃいけないけれども、これ、検討委員会の在り方、持ち方について、私はこれ、決して教育委員会主導であってはならないと思っております。まずは、地区の方々が、この公民館という切り口を、切り口を考えながら井原地区の全体ですね、まちづくり、グランドデザイン、そうしたものをまずは、しっかり議論をしていただいて、そのなかで井原公民館って位置づけはこうである、こういう機能を持つ、持たせてもらいたい。防災の問題もしかりであります。そうしたことを、やっぱり住民主体でですね、若い方々も大変井原地区は多ゆうございますので、若手も入っていただいて10年先の井原地区の在り方ということを示していただきながら、公民館の問題についてもしっかりと、位置づけていただいて私どもに井原地区としてですね、具体的にお示しをしていただければ大変助かる。私どもは、しばらくは事務局でてっし、徹してですね、井原地区のそうした御意見をぜひ期待をしていきたいなというふうに思っております。自治会の問題もいろいろ取りざたされているようでございますので、そういったことも含めてですね、よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

●宮田議員（宮田 博） はい。

●山中議長（山中康樹） 宮田議員。

●宮田議員（宮田 博） はい、ありがとうございました。コメントの方は、またのちほど一緒にさせていただきたいと思っております。次の質問に移ってまいります。宿泊研修施設邑学館の3密防止対策についてと、いうことで、質問いたしております。これにつきましては、今日、6番議員さんの方からも関連のようなこともございましたが、要は、今回の委員会におきまして、令和3年度における施設の増築計画。令和3年度にしますよ、ということが示されたということからですね、私はもっと早く前倒しですべきではないか、と申しますのが、今日も縷々ご説明がありましたから、詳しくは言う必要はないかもしれませんが、町外、あるいは県内の生徒さん。県外もいらっしゃいますが、県内の生徒さんも多数おいでになっ

ているということを考慮しながら、この邑学館の建設は平成23年の竣工ですので、まだ10年にもみたっていないので、非常にこう、今なおすっていうのもなんとなくこう、考えるのにもちょっと慎重に考えにやあいけんかなというところもあるんですが。おそらくこれを建てる時には今のようなコロナ感染とかいうようなことがですね、全く考慮されずにやられていた。これは後発的な事象ですので、私は、とりあえず今の現状を慎重にとらまえて、県内でもすでに集団感染という事例もありますので、やはり3密状態というの一日でも早く解消するというような考えですね、前倒しでやるべきではないだろうかということが思っております。6番議員さんの答弁のなかでも県の方は事業の見直しが考えていない。おそらくそうだと思います。県もいろんな財政上の問題で、事業の方見直しを大幅に変えていくというなかですので、県の寮というの先送りにする可能性があります。であるなら、邑南町がこういう決断をしたのであれば、県の方にも邑南町はこういうのをやるよということもみせるという意味合いですね、早めの対応を取るべきではないだろうかという気、いたしておりますが、そのへんの前倒しの実施ということについてはいかがでしょうか。ご答弁をお願いします。

○田村地域みらい課長（田村 哲） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村 哲） 研修施設邑学館の3密防止対策について、やはり、早めに取り組むべきだろうというふうな御質問だったと思います。で、その前に、高校の寮でのコロナウイルスの感染症防止対策、どのようにやっているかということの説明したいと思います。で、寮内でのマスクの着用、それから帰寮時の手洗いを必ず実施するというので、寮ではですね自分の部屋のなかの自分のスペースのなかではマスクをはずしませんけれども、それ以外のところではマスクを着用するというのを徹底されているということでございます。お風呂についても、先ほどの議員さんの答弁にもあったように、3箇所あるんですけども同時に入ることは難しくですね。それを分散して入る。大変長い時間を費やししながら、一度に入る人数を3人から4人に制限して入浴をしているということでございます。それから、あと、朝起きたときから帰ったときから清掃のときの換気は頻繁にやっているということでございます。それから、朝食前とそれから夜の9時が点呼なんですけれども、点呼時の検温であるとか健康観察。これは舎監の先生も含めて実施をされてます。で、清掃時についてはですね、各部屋のドアノブであるとか階段の手すり、生徒がよく手を触れる箇所については消毒を徹底しているということで、先ほどの議員さんの答弁にも申し上げましたけれども、職員を入れながら、消毒に関しては徹底しているということでございます。あと、設備に関しては、自動水栓化であったりとか、あと食堂のパーテーションの設置というところで感染防止に努めているということでございますので、できることは早めに取り組んでいるということでございます。ただ、根本的な解決というまではいたらないので、できるだけ早くということで来年度から取り組みを始めたなというところは思っておりますけれども、完了というところに関しましては、ちょっとまだ未定ということでございます。

●宮田議員（宮田 博） 議長。

●山中議長（山中康樹） 宮田議員。

●宮田議員（宮田 博） はい、今回のこの項の質問につきましては、総合管理計画。これも先ほど町長さんの御答弁もございましたが、いわゆる財政上のこと、これはもちろん十分に考えながら行っていかなければいけない。それから、フォローアップもしっかりとしているという答弁を受けたところでございます。そういったなかで、町長さんの先ほどの御所見のなかに、事務組合に対する話がございましたが、私もこれは、もう相当の懸念をいただいております。今年に入ってからでしょうか、負担金についての質問も委員会等々ではした経緯はございますが。やはりなぜこれだけのものを払わなくて、ければいけないかということは、請求がきたから払うということではなしにですね、しっかりとそのへんの分析もしておくことも必要じゃないかなということが感じたところでございます。それと、井原公民館につきましても、やはり、地域のこれから検討委員会が開かれると思っておりますが、思いというのは、しっかりとしたものも持っているとも私も思っておりますので、またそういったところで提案なり、思いを述べさせていただければと思っております。町長おっしゃいますように、地域住民のサービスは高くということ、まあ、しかしこれにも限りがあるということも認識しているつもりでございます。そしてまた、邑学館の3密防止に対する増築、これについてもですね、予算の関係も当然ありますが、やはり、これから来年度以降も入学される方がですね、安心して、こう学校へ来たいよと。県外からも県内からも、町の遠隔地においても、そういう気持ちの持てるような、施設整備は、やはり早急に図っていくということが、私は重要じゃないかなと思っておりますので、再度ご検討いただければと思っております。時間が迫っておりますが、次の3番目の質問に移ってまいります。農地法の3条についてということで、これは農地法第3条における別段の面積、いわゆる下限面積要件ですね。これについて、少し触れたいと思っております。ホームページのなかに、この取得面積の変更についてということのなかにも述べられておりますが、やはり、町内でも耕作放棄地というものが目立ってきておりますし、高齢化等等々で、農業を、農地を手放すというような方も増えているところでございますが、他方ですね、やはりIターンということで、この本町において、農業をしたいという方も、おられるのが事実でございます。先般の6番議員さんのなかでも地方回帰ということの、ございましたが、そういったところも、すでに起きていると私は思っております。で、そういったときにですね、現在の農地の売買転用についての、農地法の第5条の、あ、3条の2項の5号、ここで、23年ですか、法改正がありまして、別段の面積が設けられておるんですが。このなかには、空き家に付属した農地というのは1アールで非常に小さいんですが、そのほかは、旧の口羽村、旧の羽須美村は20アール。それ以外の地域は30アールがいわゆる下限面積というふうになっております。で、やはり今のように、地方回帰等々でおいでになる方がですね、20アール、30アールっていきなりいってもなかなか、これ、面積が大きいんじゃないかなというような気がいたします。で、この面積の設定、あるいは、この面積の緩和、そういったものはできないもかどうか、御答弁をお願い致します。

○大賀農林振興課長（大賀 定） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 大賀農林振興課長。残り時間が10分を切っておりますので、答弁も簡潔にお願いします。

○大賀農林振興課長（大賀 定） 農地法第3条における、別段の面積要件についての御質問でございます。先ほど、議員おっしゃいましたように、農地の所有権など権利の設定、移転の、許可につきましては、新たな農地の権利取得後に、経営する農地面積が北海道を除

く都府県におきましては50アール以上となるように、という規定がございます。これにつきまして、別段な面積を設ける規定もございまして、地域の平均的な経営規模が小さく50アールの、下限面積を一律に適用することは実情に適していないことなどから、地域の実情に応じて、市町村ごとに別段の面積を求めることができるということが定められておりまして、先ほど御説明がありましたように、平成21年12月農地法改正によりまして、その別段の面積を、それぞれ農業委員会が決定できるようになっておるところでございます。それから、先ほど付け加えていただきましたように、空き家に付随した農地も1アール以上ということで、そののち、邑南町農業委員会でも決定をしたところでございます。農地の権利取得につきましては、農地を効率的に利用するこうしゃくしゃ、こうしゃく、耕作者による、地域との調和に配慮した農地についての権利取得を促進する一方で、自立した農業経営を行っていくために必要な農地面積の、最低限の目安であると別段の面積の設定については考えているところもでございます。ですので、不耕作目的の、農地取得などの権利移動を規制する、ため、地域の実情等も考慮しながら、現在設定しているところでございますけれども、この面積をさらに引き下げる方向での議論につきましては、現在設定しております別段面積が、現状においても適正であるか、地域の実情にあったものであるかということにつきまして、農業委員会でも、議論をする必要性はあるというふうに考えております。ですので、今回御提言をいただいたと思っておりますので、今後農業委員会でも、議論を深めていただくように、提案をしていきたいというふうには思っております。

●宮田議員（宮田 博） 議長。

●山中議長（山中康樹） 宮田議員。

●宮田議員（宮田 博） はい。ぜひともこの件につきましては、6番議員さんのなかにもありました地方回帰、あるいはIターンを目指されるというような方のため、そして、ある意味こういったときに邑南町へ、こう移住していただくというのも、幸いといっちゃあ大変失礼かもしれませんが、取り組むべきであろうかと思っておりますので、やはり、農業委員会における議論というものはしっかりしていただきたいと思っております。かなりこれを定めたときの数値、データは古いものじゃなかったかなと思っておりますので、よくよく調べていただければと思います。新型コロナの、そういったこともありますが、やはりこの邑南町で、Iターン等をしていわゆる半農半X、あるいは半林半Xということを目指した方もたくさんおいででございますので、これがまたさらに増えるように、この面積の緩和というのは、ぜひとも、実現をしていただきたいと思っております。以上をもちまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●山中議長（山中康樹） 以上で宮田議員の一般質問は終了いたしました。ここで暫時休憩とさせていただきます。

—— 午前11時42分 休憩 ——

(Bグループ議員入場)

—— 午前11時43分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

●山中議長（山中康樹） ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時43分 休憩 ——

（Bグループ議員入場）

—— 午後1時15分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、通告順位第3号、亀山議員。登壇をお願いします。

（議員登壇）

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 12番、亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。12番亀山でございます。へいどうのないことですが3番目にここに立たせてもらうというのも初めてのことでございますが。それと、やはり、か、コロナ禍ということで、本会議場の人数も少ないわけですが、やはり人数は少のうてもモチベーションはしっかり維持しながら質問をしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。今回は2点通告しておりますが、一つは防災行政無線について。それから二つ目は行財政改革について。2点をお願いします。まず、はじめに防災行政無線の件につきましては、現在の防災行政無線は、平成17年に4億8千万あまりの金をかけて、18年の4月から運用されております。今回デジタル化ということで、およそ8億円近くのまた、お金をかけて、町の防災無線が整備され、ほぼ基幹的な工事は終わったのかと思います。宅内の個別受信機の設置の方へ移行していく状況であろうかと思いますが。これまでも幾度かこの防災行政無線のことにつきましては質問をしたり、全員協議会でも協議がされてきたわけですが、この防災行政無線。町のホームページを見ますと防災無線の放送内容は、行政連絡、農林漁業に関する内容、公共性のあるものと、それとお悔やみ放送などとあります。それで、4年前の、全員協議会の件でも、広報業務の見直しも含めて検討してほしいという要望も出してあるはずですが。この度の条例改正案が出ておりますが、それは第4条の個別受信機の設置及び廃止。それと第5条の経費の負担及び減免ということでありまして。それで、この条例には、2条で設置、3条で業務が、謳われておるわけですが、これまでの、検討、条例等の検討のなかで、その2条、3条、その業務についての見直しの検討がなされたのか。検討はしたが、やはり現状のとおりでいくという結論なんか、その点についてお伺いします。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 防災行政無線の、デジタル化運用面で、この間どのようなことを、検討してきたのか。とりわけ、条例の内容であります、放送内容について、どのように検討してきたかという、御質問だというふうに受け止めさせていただきました。ご指摘のとおり、設備の更新に関してということで今回の条例改正のところにしましては、先ほどご指摘をいただいたところを中心に、検討をしております。で、最終的には、放送設備がデジタル化することによって、放送内容が、放送手段が複数化してまいります。というのが、ケーブルテレビであったり、携帯電話であったりというようなものも使って、情報の手段が発信できる。情報収集、発信の手段が、増えてくるということになります。で、この点につきましては、今後これらの、情報、伝達の手段を担うケーブルテレビであったり、あるいは、携帯電話にのせていくアプリといいますか、そういった使用のためのソフトの中身を、今現在調整をしている最中でございますので、そのあたりから出てきた課題というものを見極めながら、今後必要に応じて検討していく必要があると、このように考えております。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。私がですね、提案というかお伺いしたいのは、その放送をする手段についてではなく、放送の内容、何を取り上げて放送するかいうところにあります。ここで、4年前になりますが、28年の9月の議会的时候、前の総務課長さんの方からの答弁で、町の無線免許は、防災行政無線局と地域共同広報用無線局の二つの免許を取得しとると。それで、それぞれ使い分けて運用しとるんだということでしたが、防災行政無線は、防災、災害、行政放送だろうと思います。そこで、地域共同広報無線局というのは、各公共機関、地域公共団体等のお知らせいうところは、その持ち分ではないかと思いますが、この地域公共、地域共同広報無線局ですがね、これは町には1本しかない防災行政無線の条例のなかに組み込まれて運用されるものなのか。それと、地域共同広報無線局の利用協議会というものがあると伺っておりますが、それはいかなるものなのか。どういう活動をいたしますか、どういうことがされておる組織かというところを教えてください。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） ご指摘いただきましたとおり、現在邑南町には二つの無線局があります。で、一つが邑南町防災行政無線局でございます。で、これは非常災害情報並びに行政事務及び農林情報の伝達をする無線局でございます。で、もう一つが平成3年から防災行政無線局の利用範囲の拡大を目的に、利用が認められた地域共同広報用無線局でございます。邑南町では平成18年4月から、邑南町が開設している防災行政無線局を共同利用して営利を目的としない広報活動を行うことを目的に、邑南町同報無線利用者協議会、これは町のほかに37組織が、構成団体となっておりますが、こちらで、設立され無線局が開設

されるにいたっております。議員ご指摘のとおり、利用者協議会のほうもですね、事務局が役場の総務課の方にございますので、これは、じゃあこれは、どちらの防災無線、どちらの利用組合の内容とかいうことで、いただいた無線内容につきまして、適宜判断をしながら、内容については確認をさせていただいておりますが。事務局が一緒ということで、それから、放送設備も、一つの、いわゆる防災無線を活用しておりますので、なかなかみなさんにはそこが分かっているかどうかというのはわかりにくいところで、運用の仕方についてもほぼ混在した形で、発出をしているという状況だろうというふうに思います。防災行政無線の条例はですね、電波法の52条を、の方で目的外使用の禁止というものがございまして、それに基づいて、放送内容を規定をして行っております。一方で、その条例のなかで、利用協同組合の方の、すみません。利用協議会の方の、で決められた内容については、条例の方でも発出できるという内容になっておりますので、いわゆる大きく言えば電波法の規制は受けまされども、特に利用協議会の方で決定いただいた内容については、広く、いわゆる営利行為でないもの、広報用のものであれば、放送できるという内容には、建て付けにはなっているというふうに思っております。

●**亀山議員（亀山和巳）** 議長。

●**山中議長（山中康樹）** 亀山議員。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい。地域共同、共同広報無線、これの、利用協議会について今説明をもらいましたが、それは、今の防災無線局とは、放送自体は区別されずに放送されとるということだろうと思います。私らが今まで聞いたなかでは、こちら防災邑南町、そのなかで行政放送も何もかもみな入っとるんで、この利用協議会ですいう名前がでたことは、いっそ今までありません。それと、条例の中にこれを組み込んで運用できる言われましたが、条例の中ではこの協議会の名前が全然見当たらんように思うんですが。そうすると、3条にあります、3条の3項、その他町長が必要と認めた広報及び連絡、これに該当するんではないかと思うんですが、これで、条例、防災行政無線の条例のなかで今の利用協議会の放送も、利用、放送されとるんだと理解してよろしいでしょうか。それで、個別にあたってその、問題点いいますか、それは、いろいろ聞くわけですが、それぞれあげるわけにはいきませんが、なかには、ある団体の総会をやります、会費が2千円の懇親会をやります。そこまで防災無線で流されることもあります。それと、春先等によくあります、地域の作業ですよ、溝掃除とか林道の道うちとか、そういったことを放送してもらおう思うと、関係者が50戸以上の関係者でないと流せません。それ以下の分は、放送では流せませんということもありました。それと、放送依頼をしたときに、この37組織以外の団体だから、この団体に加入しとらんので、放送することはできませんということで断られた例もあるそうです。ですから、この度、無線のハード面が更新され、それから、ケーブルテレビ、例えば携帯電話等にもいろいろ流せるようなことになった場合には、今の状況、公益的な放送でなければいけません。それと、利益を伴う放送であってはいけないという、そこを徹底していくのには、防災行政無線局と地域共同広報無線局というのは、これは別に運用していく方がやりやすいのではないかと思います。極論にいきますと、いろんな放送が流れるんで、町民のみなさん方には、防災無線を聞かん工夫をされとる場合があります。ちょうど放送時間が夕方8時頃、テレビでいうと一番おもしろい番組がやる頃に無線が流せる。ということで、できるだけ、聞かない方向で工夫されとる人もあるように聞いとります。ぜひ、これだけの巨費をかけた無線、いざ災害のときには大きな力を発揮するものですが、普段からみなさん方が、これを利用す

る体制に、心構えをしてもらうように今の二つの局というものは住み分けをすべきではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 防災行政無線局と地域共同広報用無線局の運用を、区別すべきではないかというご指摘だというふうに受け止めさせていただきました。改めて申し上げさせていただきます。防災行政無線局の条例、規則等には先ほども申し上げましたように、電波法の規定に基づいて、これは放送できないことというものを定めていくということが定められております。そういう状況のなかで、先ほどご指摘をいただきました邑南町の防災行政無線、施設条例の第3条には、邑南町同報無線利用者協議会が、定める通信事項を、含んでいるというふうに私もとらえております。で、これは、先ほどの、三つおっしゃっていただきましたけれども、そのどれにあたるのかということですが、もともとの緊急放送は除かしていただきまして、二つ目の行政広報及び農林業に関する情報連絡、それから、③のその他町長が認めた広報及び連絡等々、結構広く捉えております。その、いわゆる行政広報に関しましても、基本的には、防災という観点からとは、内容の違うものも含まれておると思いますので、そういったものに関しましては、利用協議会の方の放送内容なのではないのかというふうに、私自身は見させていただいております。で、これを、明確にここまですべてが防災放送、こっからこっちは利用協議会というのが、ご指摘のとおり今現在、明確に分けながら放送できるかというところで、基本的には防災無線という設備を共同利用して情報発出するという建前にな、立て付けになっておりますので、皆さんのもとに音声として届けられる防災無線の中にはこれらが混在した形になっておりますし、その事務局というのは、どちらも総務課が担っておりますので、現時点でこれを明確に、分離してやっていくというような、運営の体制にはなっていないのが現状かなというふうに認識をしております。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。二つの局の、別々の運用は難しいということですが、一つの施設をシェアして二つの局が放送するというところに、そこは難しい面もあるかとも思いますが。受けるその放送を聞く町民の立場からいうと、それはごっちゃになっておると、うん、わかりにくい点もあるかと思います。そこでですね、最近では、今のケーブルテレビの文字放送等、防災無線の放送内容が同じようなものが今流されております。通告では、自主放送というて書いておりますが、自主放送というのは、そこで番組制作する分だったんで、自主チャンネルの、と読んでください。その、11チャンネルで流されとる行政文字放送。これは大変、字で読めるということで声で聞くようにずっと集中しとることがいらん。目で見て、おお、こういうことかというのがわかりやすい。そりゃあ、目の不自由な方には、そこはまた問題があるんかもしれない。それで、夕べも見てみましたら、それがうまく三つが立て分けになっている。行政文字放送、それから求人情報、お知らせ広場、そこは分けて放送されとります。そうすると、聞く、見る方もこれは行政放送、求人、ようわかっていい思いうんですよ。できるだけ、防災行政無線も今8億かけてとるじゃないですか。そいで、ケーブル

テレビの方はもっとそれ以上の巨費を投じてできた施設ですんで、だんだんそういった一般の放送というのは、どういいますかね、ケーブルテレビの方へ移行して、いくようにされた方が、した方がいいんじゃないかと思うんです。それだけ、またケーブルテレビのみなさん方の、見方、利用の仕方も増えてくることですし。防災無線は本来の緊急な時に、みんなが防災無線からなんか流れたときにゃあ、これはなんか変わったことだとすぐ感じてもらうような体制を作った方が、今後防災面、町民に対するお知らせについては有効ではないかと思ひ、ケーブルテレビをもっともっと活用する方法を検討していただきたいということを提案しまして、この件についてはおきまして。また、次の問題に入りたいと思ひます。ケーブル、防災無線の内容について、先ほど一つ、二つ例をあげましたが、そのことについては、なかでの放送内容についての審査のところ、しっかり、これは適切な放送であるとか、これは放送すべきものでないというところを判断していただきたいことをお願いしておきます。続きまして、行財政改革の計画また公共施設等の管理計画についてを通告しておりますが、これは今朝ほどの5番議員さんの質問のなかで、かなりわかってきました。そこで通告しております、進捗状況につきましては、今朝の質疑、答弁のなかで理解できたわけですが、それを飛ばして、それで、この行財政改善計画の、進め方についてですよね。これは平成29年の12月の議会のときに一般質問で取り上げたときに、これも前、元になる、元総務課長の方から、行財政改善計画も3期目でこれといった大きな題材がないという答弁がありました。それと、公共施設等総合管理計画の個別計画作成結果により方向性決定するまで行動計画を策定できない、これはもう、公共施設等の総合整備計画というのはもう進んだら、これは解決したと思ひます。そのときに石橋町長は、町民にはできるだけ丁寧にわかりやすく説明する義務があると思ひていると答弁いただいております。ですが、今朝ほどの5番議員さんの質問内容、それから答弁内容を聞きましても、なかなかこれは町民のみなさんに理解してもらえらるような内容というには、ちょっと難しいところがあるかと思ひます。そこで、てっとりばやく今、行財政改善計画や公共施設等の総合管理計画のなかで具体的にこれは喫緊の課題として、これは早い時期に解決せにゃあいけんというテーマがありましたら教えてください。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 行財政改善計画の方について、申し上げさせていただきたいというふうに思ひます。改めて行財政改善計画の中身についても若干触れさせていただくことをお許しください。この行財政改善計画の、計画区間を、計画期間は、平成30年度から、まあ、令和4年度までの5年間で、この行財政改善をですね、具体的にタイムスケジュールも示しながら、やっていくといった内容のものでございます。で、推進方法につきましては、行財政改善の進捗評価等踏まえて、毎年見直しを行いながら、必要に応じて第三者委員会等設置しながら意見を伺いつつ行うというふうになっております。それから、推進体制につきましては、行財政改革の推進本部に専任職員を配置して、全庁的な取り組みとして実施していくこととなっております。で、具体的な取り組みでございますけれども、こちらの方は、邑南町行財政改善実施計画を作成し、特に四つ重点事項、掲げた14項目について実行内容とスケジュールを示し、実行していくこととしておりまして、そのなかにはご指摘の、公共施設等の、いわゆる在り方みたいなどの方向性も、この計画のなかで示していくと、こういった内容になっておるといふふうに認識をしております。そういった状況のなかで、

まあ1年目となる平成30年には、実施計画が策定をされました。それから、2年目にあたる令和元年度からは具体の改善に着手をしております、自主財源の確保、課や室等の組織機構の見直し、あるいは、住民参画、参加協働の推進などの項目に従って様々なことを進めております。午前中にもありましたように、民営化の行ったことによってふるさと寄附あたりは3倍にふくらんだという事例も町長の方から申し上げさせていただいておりますように、着手できるものは、行っているというのが現状の認識でございますが、新型コロナウイルスの感染症の、へ、の対応を、現在優先して、取り組んでおります状況から、実は個別委員会の結論を確定をしていく、職員によるここからどうするんだというところ、結論づけるような会議でありますとか、あるいは、公共施設の在り方検討会など、必要に応じて住民のみなさんと設置をして、設置をしたうえ、住民のみなさんに参画いただいて設置をいただいている。そこに諮問をしていくというものにつきましては、今年前半のところは中断をしているというのが現状でございます。喫緊の課題は、そのことかなあというふうに考えております。

○小畑管財課長（小畑芳秋） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 小畑管財課長。

○小畑管財課長（小畑芳秋） 私の方からは公共施設等総合管理計画にかかる喫緊のテーマということでお答えしたいと思います。先ほどお話のありましたように本年度までにですね、これまでの公共施設等総合管理計画に基づいて、今度は、一施設ごとにですね、個別施設計画というものをたてております。これは、管理運営に関する、運営する建物、これはインフラも含めますけども、それらのものに対して一施設ごとに、長寿命化計画というものを策定しているところです。はい、それで、本計画はですね、町づくりにかかわります、何よりも、町民の皆様との合意形成が重要である、事業であると思っております。で、一方で、この事業を進めていくうえにおきましては、全町的な視点で公共施設マネジメントの取り組み及びこう、個別施設計画の評価や進捗管理を行う組織の設置が重要ではないかと思っております。ただいま行財政改善計画のなかで公共施設の管理運営等の見直しの取り組みを検討しておりますけども、全庁的な取り組み体制を構築するには、この組織を横断的に、統括する部門が必要となってまいります。そのマネジメント部門、事務局となって各施設所管部門との調整ですとか、公共施設の適正化に向けた検討が、今後の推進体制の、そういう推進体制の構築、その後のすべてのことを、進捗に大きく左右するものと思っております。これからは、また経営的な視点に基づいた公共施設の運営や維持管理のほか、公民連携等に関する技術やノウハウ。これらをちく、これらの蓄積ですとか、そして、継承に向けたとり、取り組みの充実を図って。多種多様な知識をもった職員の人材育成が求められているのが課題だと思っております。

●亀山議員（亀山和巳） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。この行財政改革の推進については、毎年、今の町の予算の、が、広報で示されるときに、そこに上段に、行革の進め方、いろいろ、これまでずっと毎年毎年これは載してもろうとります。載してもろうとりますがこのを読むんだときに、具体的にほいじゃあどうなるだろうか、うん、わかりにくいところがあるんです。総花的いい

ますか。さっき四つのかいなあ、重点項目が言われたのですが、それも手続き論であって実際にここだいうところがなかなか見えてこんので、どこまで進んだらうか、30年から令和4年までだということに、はあ、おおかた半分はすんだが、あとの2年でどこまで進むだらうかなあ。それと、私達町民が考えるときに、何を基準に考えたらええんか、いうところがさっぱりわかりにくいところがあるんですよ。そこで、今朝の5番議員さんに質問のなかではいろいろありました。財政の硬直化であるとか、それから経常収支比率が邑南町は大変高いであるとかいうことがありました。特にそんななかでは人件費、繰出金、公債費、これについての説明、また町長からの、説明もあったわけですが。その答弁のなかでもありましたように、財政硬直、財政こうじょう、構造を測る基準いいますかなあ、資料いうのはなかなか見当たらんいうことがありましたが、私達町民からいうたときに、何を示してもろうたらようわかるかなあいうところがあるんで、そこは、私なりの提案、結論、先申しますが、そういった行革や公共施設等の管理計画を具体的に推進したり検討するためのものさしいうものが必要じゃあないかと思うんですよ。そういで、ものさしにもいろいろあるかもしれませんが、うんと、各種の歳出項目ごとに地方交付税と自主ざん、財源の充当額を検証してみてもうかなあと思うんですよ。町の一般会計の予算のなかで、20年の規模でいいますと、町税の収入は全体の8%ですよね。それから地方交付税は、合併算定替えが終了したということもあって、全体の46.9%が地方交付税だらうと思うんですよ。ですから、地方交付税をもとにおいていろいろ考えていかんと、これが大きな財源であることには、現在も将来も変わりはないことではないかと思うんですよ。そこで、この地方交付税というものは、どういうものか。この度の補正でもありました地方交付税額が決定しました。58億8,800万くらいですか、それが決定しましたということですが。その内容についてが、私もこれまで勉強不足だったり、交付税というものがどういうこと、形で邑南町へ入ってくるかいうところがわかりませんでした。そこで、この、先ほど言いましたこうふ、地方交付税と自主財源の割合、そこになんで私がたどり着いたかといいますと、その、第一の原因は、6月の定例会のときに、町長が、コロナ禍で町民のみなさんの、窮状に鑑みて期末手当を返上するという議案が出されました。そのときは、それで終わったわけですが、それ以降町民のみなさんから賛否両論、うん、意見もいただきました。そうしたなかで、私なりに考えて、そいじゃあ、議員にも期末手当いうものが支給されとります。そのとき、町長が自分の期末手当を返上するといわれたのは、議員の期末手当も考えてみいよ、いう一つのサインだったかなあ、とも思います。が、これまで議員については、議員報酬という形で、いろんな資料として出されて、各町の議員報酬の額とかがデータとして出とります。しかし、そのなかには、期末手当いうようなものは、載らずに、基本の報酬だけしか出とらんわけですよ。そのうわに、私達議員には、年2回、町職員の期末手当に準じて、割合で支給されとるわけですが、それがなかなか町民のみなさんには、広報されておらんのかなあと思います。そいで、そこで、から進んでいきよりましたら、いろいろ調べよりましたら、ええとですね、全国の議長会、そこで議員の報酬やら定数についてのいろいろ審議がされたなかの、資料のなかに、議員報酬というものは、平成14年から交付税算定額がどんどん、どんどん下がるとるんだよという資料がありました。そいで、地方交付税の、邑南町が受け取るときに全体枠、総額はよく聞いとったんですが、その内容について、我々は今までわからなかったわけですが、議員報酬についても、交付税のなかに算定基礎があって、それがどういう状況なんかいのが、これは、ここを調べてみると、私達の。報酬いいますか、人件費について検討する根拠がないかなあ、思います。これまで、いろいろ、議会のなかでも報酬等についても検討するなかで、ものさしがなかなかないわけです。あるとするええば近隣の町村、全国平均、とかいう数値しかわからなかったんで、ここで、私が調べていくなかでは、もう、そういうこと

があるというところまでしかわかりません。それ以上のことがなかなかネットを通じてでも調べることができませんが、財務課の方でそういった地方交付税のなかに議員報酬についての算定の根拠はありますか、そういったものがあるのか。また、人件費等について普通交付税のなかでこういった金額ですよというのがでてくるものなんかいうところを教えてください。

○白須財務課長（白須 寿） 番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須 寿） 普通交付税のうち議会費、あるいはそのなかでも、人件費の、根拠についてのお尋ねでございました。普通交付税につきましては、さきほども、説明がありましたが、国税の一部を財源と致しまして、地方に交付される地方の、財源として交付されるものでございます。この算定にあたりましては、国の基準によりまして、基準財政需要額、並びに基準財政収入額というものを算定いたしまして、その差額が交付されるものになっております。基準財政需要額、このなかに議会費の、算定、が含まれております。基準財政需要額の、議会費につきましては、人口を、測定単位といたしまして、算定する包括算定経費というものに、おいて措置されるものでございます。これで算定いたしますと、ええ 邑南町の令和元年度の、需要額の基準財政需要額のうち、議会費は約 3, 725 万 5, 000 円と算出されて、されるところでございます。議会費のうち、この算定根拠でございます、国の基準で示されているのは、議会費のうち事務局の人件費、ここは基準として示されておられ、おります。ですから、町として算定したところ、この国の基準による議会事務局の人件費は、邑南町の場合は、573 万 2, 000 円と算定されたところです。先ほど申しました議会費が 3, 725 万 5, 000 円ですんで、そこから、573 万 2, 000 円、これをマイナスして、残った 3, 152 万 3, 000 円、これがいわゆる議員報酬費と、旅費とか需用費、負担金、などの議会事務局費になるというふうに考えられます。さらにこの内訳を、検証してみますと、基準はありませんので、議員報酬費と、議会事務局費の令和元年度の邑南町の決算額、これで按分をいたしました。そうしますと、議員報酬費の、需要額につきましては、2, 650 万円。議員報酬費が、2, 650 万円、で、と、算定されました。実際の、決算額と、比較致しますと、令和元年度の、議会費の決算額が 9, 698 万 9, 000 円。そのうち議員報酬費が、6, 545 万 4, 000 円でございます。これに対しまして先ほど私が説明いたしました、金額を比較いたしますと、議会費につきましては、需要額は、先ほどの決算額の 38%、3, 725 万 5, 000 円。議員報酬額につきましては、決算額が 6, 545 万 4, 000 円ですんで、さきほど議員報酬額を算定すると 2, 650 万円と申しましたが、これは約 40%にあたっております。邑南町の令和元年度の、決算額に対して、約 40%の、需要額としては算定がされているということでございます。で、交付税額は、さらに、需要額のだいたい 8割くらいになりますので、さきほど申しました、40%に 8割をかけますと約 32%になりますが、決算額に対して 32%が実際の交付税として、措置されていると、いう決算となっております。

●亀山議員（亀山和巳） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。議会費はありますか、議員報酬についてが、国がこう、普通交付税で補てんしてもらえるところは 32%であとの 68%は、さきほど言いましたわず

か8%の町税等から補てんされとるということなんで、直接町民のみなさんの血税を私たちがいただいとると、これで判断できるんかなあ思うんですよ。それで、当然先ほど言いましたように、邑南町が今後存続していく、これまでもですが、普通交付税というものは欠かせないものですが、その金額に応じた動き方をしていかと、慣例に沿うてずっといきよったんでは、先ほど、今の財政硬直化というのは、改善は図れんのかなあ思います。今出しましたのは議会の例。私達自身の例を出しましたが、ほかの各担当課の事業についても同じようなことがいえるんじゃないか思うんですよ。で、そういった見方で、ひとつ、検証をしていると、また町民のみなさんの、行革に対する関心度も高まってくるんじゃないかと思えます。要は、国から支給、支給じゃない、普通、一般会計が家計に例えて、よう表示されますが。普通交付税は仕送りだというような表現がしてあります。その仕送り部分で賄われとる分であれば、町民のみなさん方もある程度理解はしてもらえると思いますが、自分らが払ろうた直接の血税を、がどういうふうに使われとるかいうところは、町民のみなさんにも関心の高いところじゃないかと思えます。そういった分析のしかた、また検討の仕方というのは、今後各事業、各課の、経費のなかで考えて、資料としてそれを行革の、検討材料とすることにはならんもんでしょうか。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） 交付税のことについて、ただいま、財務課長の方も説明をさせていただきましたけれども。ひとつ、確認をしておきたいことなんですけれども、この普通交付税は、国から施しを受けていただいているものではありません。これは当然に、いわゆる国税から地方に対して、計算されて配分される金額ですので、町としましては、これは、一般財源の内容というふうに考えております。もちろん、議員おっしゃいますように、これは、一つの指標として、計算されて、先ほど、財務課長申しましたように基準財政需要額ということで、一つの指標としていろいろな、町の人口でありますとか、面積でありますとか、いろいろな施設の状況でありますとか、非常に、複雑な計算のもとで計算をされてくるものがございます。議員おっしゃいますように、一つのものさしにはなろうと思えますけれども、これは、普通交付税は、特に、これを財源にこういうふうにしなればならないというふうに決められたものではございませんので。それを、町の発展のためにどのように、使っていくかということにつきましては、町の方で、いろいろ政策的なことも含めて、検討しながら予算を組んでおるところでございます。亀山議員おっしゃいますように、指標になるわけですから、あのう、一つのものさしにはなろうかとは思いますが、それを全部あてはめますと、大変、現状の財政との乖離が生じるというふうには私は思っておりますので、そこらも、しっかり研究はしてまいりたいと思えますけれども、一概にそれだけで、財源を見て、進めるとするのはちょっと難しいかなというふうには思っております。検討はしっかりしていきたいと思えます。

●亀山議員（亀山和巳） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、これは国が普通、地方の公共団体を維持していくために、先ほど説明があったように基準財政需要額というものがある程度はじき出して、それと今の、

歳入との差額を国がみてくれるということで、確かに施しではありませんが。それで、前にも、それを仕送りという表現でそれをされたときに、仕送りじゃあなしに、これはもう、法律で定まったもんだだけえ、ちょっと表現がおかしいことはないですか、いうこともありますが。まあ、今の時点は、どこもたいがい仕送りで、あ、ほかの自治体もやっとならねえ。で、そこでですねえ、個別さん、交付税を決めていくのには、個別の算定経費いうんですか、そういうものがあるらしゅうありまして、いろいろ消防費、土木費、教育費、厚生費、産業経済、総務費、そういった項目と、のほかに地域の元気創造事業費、それから、人口減少等特別対策事業費。こういったものも国は、算定をして、なん、金額がなんぼうかわかりませんが地方へ配分してくれとる思うんで、やはり、邑南町が進めとる定住対策、それから、今進めとられる、ううっと、しごとづくりセンターのような、商業関係を振興する財源、そういうものにもあてはめ、あたっとるんじゃないか思うんですよ。そこで、やはりそういった財源についても、町民のみなさんへ、こういった指標があるんなら、これを示して、これはこうですからという説明をしてあったほうが。それで、完全に決めるわけにはいかん思います。先ほど副町長も言われたように、国が決めたその基準だけでいくんなら、全部、全国の市町村が全部金太郎あめのような、予算を組まにゃあいけんようになるんで、そこには町長の、政策的な意図が全然反映できんということになるんで、そういったところが、出たり入ったりが、当然あるということはわかります。わかりますが、いろいろ行革とかいろいろ町民目線でみるとときには、これもひとつのものさしになるんじゃないか思うて提案致しました。ううっと、そこでですね、そういった財源についてが、なぜ必要かなあいうたときに、この前、ちょっとある町民の方から、ご意見をもらいました。なんとこの度邑南町で、商品券を配つてもろうたが、ありゃあ、大変えかったよと言われました。町は財政が厳しい厳しい言うのに、一人1万5千円いうと町民全部でいうと大変な金額になろうだが、町長さん思い切ったことをしんさったもんだいうて、いうことを聞きました。そいで、そこで私も、そうですよ、町長の思いでそこまでいきました、っていうておきやあえかったんですが。その財源は、国から臨時交付金できたものを町がその使い道を考えるなかで、町長が判断して、その商品券にむけたんで、財源として町の予算を、いうか貯金を崩したもんじゃないんですよという説明は、をしてそこまで言わんでも良かったかのうとは思いますが、そういったところが、やはりみなさん方、町民の方にもわかってもらいたい。特定の定額給付金については、いろいろマスコミで国が出します、国が出しますということが伝わったんで、町が実際のその事務をされても、それは国からもろうたもんだと思います。それは全国一律だったんでいいんですが、この度の商品券については、隣の町にはそういったものはなかったと。邑南町はええのうと言われたよって言われました。ですが、それが全く町の力でやったことでは、それはいろいろ、それを盆までに、配布するということで、大変な努力はあったと思いますが、財源的には国からきたんですよということも、そこへ説明として加えておくべきだったかなあと思います。そういった関係で先ほどの、地方交付税と自主財源との事業ごとの割合についても、やはり、知らせてもらいたい。調べてもらいたいというところ、思いで提案しました。そこで、時間はまだかなりあるわけですが、町長にお願いしたい。提案したいんですが、いろいろ、行革、今の施設等を統廃合、または廃止するにあたっては、実際には、町民の皆様それぞれにそれに向けたときには、総論賛成各論反対ということが起こってこう思います。そういったときに、これからの負担は、どれくらいかかるんですよいうことをしっかり明示してやってほしい。それと、今はもう、10月の町長選挙にむけていろいろ候補の看板の準備があっちこちで見えとる状況ですが、今のところ石橋町長にかわって自分が町政を担おうというはなしは聞いておりません。ですから、町長自信をもって、町民に対して痛みを伴うことでも、今やっておかんと将来の邑南町、持続可能な邑南町のためにも、いま切らにゃあいけんところは切る、

その英断を、これからはしていったほしいと思います。それについても、私達もしっかり協力できるところは協力して、そのときになると総論賛成各論反対になるかもしれませんが、とにかく、これをやっていかんと邑南町の将来がないという認識、私達もこれまでの執行部からの説明、財政課長からの説明を聞いて、だんだんそれがわかってまいりました。そういうところで、町長に、その行革、今度の5期目については、行革それから施設、町のインフラの見直し、それについて、力強く進んでいき、いただきたいと提案したいんですが。町長の所見がありましたら、お答えください。

○石橋町長（石橋良治） 番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。残り時間が10分をきりましたので答弁は簡潔にお願いします

○石橋町長（石橋良治） 町長選挙のことについては、10月18日が投票日でございますので、私がそれ以降のことについてあまり立ち入ることはできないと思います。まっ、いずれにしても誰かが、やるわけでありまして。この9月議会が終わって、準備にとりかかりたいことは、11月早々、2日、4日、11日、さん、三つ、それぞれの地域に出かけて、従来からやっていた町政座談会をですなぁ、始めたいというふうに思います。この度は若干、12地区に出かけるというのは、やっぱりコロナの関係でございますので、三つの地域に出かけて、新しい町長が、そういった観点からも、当然述べなきゃいけないなぁ、というふうに、思うわけですが。その説明のなかで、私は、町民の方っていうのは、議員さんたちごうて財政問題については、当然、普段からの情報、ないわけございまして、厳しいなあくらのイメージしかないわけでございますから、あんまり、最初から、突っ込んだ状況とか、具体的な細かいこととか、というよりも本当に大変なんだっていうところをどうやって説明するのか、ということに尽きるんだろうと思います。で、かって邑南町は危機的な状況を迎えた時もございましたけども、そのときでも、大変だという話をしたときに、夢も希望もないじゃないかというような意見もだいぶん、いただいております。ただやらなきゃいけないことは確かなんで、私は説明の仕方については、わかりやすい資料でもって説明をしていく。そして、住民の方が一番関心のある身近なテーマをもって、やっぱり、説明をしていく。そして、当然、しかしやめなきゃいけないものもありますよっていう説明もしなければいけない、というふうに、思います。で、したがって、やっぱり関心事で、やっぱり喫緊の課題っていうのは、みなさん方がそれぞれの地区にもっていらっしゃるというか、行政がもっている、公共施設、これだけ多いものがあるって老朽化してる、大変なんだよっていう話だったらば、結構、話ものってきていただけるんじゃないかなあ、というところで、まずはそこから出発をしていかないといけないっていうふうに、思っております。

●亀山議員（亀山和巳） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい。ちょっと先走ったことを申しましてすみませんでした。前にも、町長のこういった、議論のなかでの答弁のなかで、議会が議論の場を作ることを期待するという答弁もあったことがあります。私達議会人としても先ほどの、議会費について、交付税、地方交付税がどのくらいの割合で、あとはみなさん方、町民の方の血税を私らいただいとるんでいうことを、肝に銘じながらまた議会改革、また、全体のことも検討していか

にやあいけん思います。特に、今朝のところであります、特に人件費、それから、繰出金ですか。繰出金ですよ、補助費。補助費になりますか。はい。そういったもののだんだん、年々増えていくということについても、やはり、税を負担される町民の立場、またそれが理解してもらえようような説明の仕方をこれからも考えていきたいと思っております。人口減少や、それからこの新型コロナ。いつ治まるかわかりませんが、そういったコロナの影響が、だんだん広がる、地域のコミュニティにおいてもそのコロナの影響は、今後大きなものがあるのではないかと思っております。そういったなかで、町の、持続可能な邑南町であるために、スクラップアンドビルド、これからも積極的に進めていただくことを、要望しまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

●**山中議長（山中康樹）** 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後2時30分とさせていただきます。

——午後2時12分 休憩 ——

（Bグループ議員の退場）

（Aグループ議員の入場）

——午後2時30分 再開 ——

●**山中議長（山中康樹）** 再開をいたします。続きまして、通告順位第4号、辰田議員。登壇をお願いします。

（議員登壇）

●**辰田議員（辰田直久）** はい、議長。

●**山中議長（山中康樹）** 11番、辰田議員。

●**辰田議員（辰田直久）** 11番辰田でございます。9月定例議会、一般質問4人目となりますが、今回は、私で最後となります。6月定例会では、9人が一般質問に立ち、全員のみなさんが、コロナウイルス対策に関する活発な質問を行われたわけですが、今日は4人。それで、これまでの一般質問の人数としては、一番少ないものでもあります。このコロナ禍にあって、活動がいろいろと制約されている点もあると思っておりますが、様々な状況について、現状に満足されているのかもわかりませんが、今回私は、コロナによる影響に関係なく行政が備えておくべき、インフラ整備と災害対策。そして、また、今のコロナの状況下において、現状の対応の在り方や、将来的に危惧される事案について、質問を致したいと思っております。まず最初に、安心して安全な町であるためのインフラ整備と対策について。町の、国土強靱化地域計画も示されたところですが、町民の安心・安全な生活を確保するために、災害対策や事故防止等の意味でのインフラ整備の在り方について伺いたいわけですが。

この問題につきましては、コロナ禍のあろう、なかであらうがなかろうが、将来的にも町民の生活を守り、町の魅力としても重要なことと考えますので前向きな答弁をお願いしておきたいと思っております。まず、道路中小河川の在り方についてお伺いを致したいと思っております。道路は、河川と共に管轄官庁の違いなどありますが、町内の道路河川は、大小問わず町民の生活にいろいろな役目を果たしているものであります。どのような方法で、情報を町として情報を得、そしてまた管理についてどのような方法で行っているか、まず、伺いたいと思っております。

○上田建設課長（上田 修） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田 修） 道路、中小河川の管理の在り方についてのご質問でございます。はじめに町が管理しております道路及び河川の概要について申し上げます。道路につきましては、延長約611キロメートル、路線数681路線を、河川につきましては、209河川をそれぞれ管理しております。現在の管理方法でございますけれども、道路につきましては、建設課のパトロールや通行される方からいただきます情報の提供により現地を確認し、しゅうぜんな、修繕が必要な箇所は道路パトロール点検簿に記入し、順次修繕を行っております。この修繕の方法でございますけれども、一昨年までは、修繕箇所をまとめて、まとめたうえで工事発注をしておりましたけれども、この方法ですと修繕対応が遅れる傾向にありました。さらに通行される方にもご不便をおかけしておりましたけれども、昨年度からは、地域ごとに、羽須美地域、瑞穂地域、石見地域の建設業者へ、道路維持一括業務委託、業務を委託し、道路の陥没や土砂撤去、倒木の処理など早期に対応するようお願いをしているところでございます。また、簡易な修繕につきましては、建設課の直営作業班により対応しております。なお、道路の除草や枝打ち、側溝清掃などは地域の皆様にご協力をいただいているところでございます。中小河川につきましては、小規模な崩れやつもり、詰まりなどの維持管理は、地域の皆様や受益者に行っているところでございます。また、災害時には町民の皆様にご提出をお願いしております災害報告書により現地を確認して、復旧や修繕の対応を行っております。用水路についても同様でございます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい。今、建設課長のほうから答弁ございましたが。これまでもいろいろと質問させていただいておりますが、だいたいその内容とこれまでと相違がないものと確認をさせていただいたわけですが。ただ、最近いろいろな面で情報を入れていただいたり様子を見ておりますと、建設関連の業者、土木関連の事業者すべてでございますが、廃業・休業そして人員を削減したりという事業の縮小を含めまして、そういった関係の事業者が多くみられるように思います。これまでは、定期的な管理や応急修繕、そしてまた除雪。それで、いつ発生するかわからない自然災害のための対応にあたっていたという点もあると思っておりますが、こういった減少傾向が続けば何らかのしわ寄せがやってくるのではないかと危惧をしているところでございます。行政としては、それをどうとらえているか。このまた減少、縮小傾向をどのように分析されているかをお伺いを致したいと思っております。

○上田建設課長（上田 修） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田 修） 建設・土木関連業者の減少に伴う行政の対応についてのご質問でございます。建設・土木業者の皆様におかれましては、これまで道路改良や維持管理、災害復旧事業、あるいは建物の建設など、町のインフラ整備にご尽力をいただいているところでございます。議員おっしゃられましたように、今年度に入り建設業の廃業や町におきましては入札有資格者、有資格申請の取消しをされた業者がおられ、道路の改良工事や災害復旧工事、あるいは除雪業務への影響が及ぶのではないかと大変心配をしておるところでございます。なかでも、除雪業務におきましては、委託業者が減少となりますと、今までお願いをしておりました業務範囲をほかの業者や個人にお願いをしなければなりません。現在、委託範囲の振り分けや機械、オペレーターの確保について協議、検討をしているところでございます。また、こういった、土木業者の減少に伴う対応でございますけれども、議員もご承知のとおり、公共工事は現場の担い手不足、若年入職者の減少や受発注者の業務負担の増大など様々な問題がございます。昨年6月に施行されました公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正でございますけれども、公共工事における長時間労働の是正や処遇改善など働き方改革への対応や建設業、公共工事の持続の可能性を確保する生産性向上への取り組みなどが改正のポイントとなっております。それを受けまして、邑南町は今年から、建設業における就労者の高齢化と担い手不足が進行するなか、将来にわたり安定的に社会資本の整備及び維持をしていくための若者技術者等の確保、育成に向けた、週休、育成に向けて週休二日の確保による労働環境改善の一つとしまして、適正な工期設定と工事に係る経費率をうわのせ、上乘せをすることが可能となる邑南町週休二日工事要領を策定し支援をおこなっているところでございます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい。そういった形で、支援的なことも考えてやっておられる。それから、労働力の確保も必要であるということも理解するところでございますが、公共事業等が災害はあてにされる事業ではございませんので、公共事業の数につきましても適正、ある程度あって、事業者が食べていけないというような事態では今はないのではないかとはいえますが、一時期そういった意味では仕事の取り合い、入札、落札率も七十パーセント代後半の時期もありました。今は、ほとんどが100%近い落札率の数字もあがっておりますので、その点を見させていただきますと、その事業が仕事がないとかいう、いったような危惧はないとは思いますが。ただ、災害の面がおきたときにはそういったものは適用されない面があるのではないかと思います。そのために、災害が起きたときはもちろんですが、災害が起きるおそれのあることをまず防止をしておくことも大切ではないかと私は思います。そのために、人材やそういったいろんな資格もございますね。そういったもの。そして、重機や、機材の確保がなければ、使う者がいても物が無い。その逆もあると思います。そういった形では、災害等に即座に対応できない状況も考えられるわけじゃないでしょうか。その点、中山間地の3番目の質問にも入らせていただきますが。防災のための人材や資格、また

重機や機材の確保の必要性についてというところでございますが。中山間地の道路は、どこの自治体もほとんど同じだと思いますが、国道、県道、町道、いろいろと林道等もございしますが、倒木そして枝葉が道路に垂れ下がって通行の障害になり、湿った雪が降りますと倒木等ももちろん、道路に災いが降りかかってくる可能性があり、通行止め等も時々見受けられるわけでございますが。それと同時に、町民の生活の緊急時の生活の遮断になってしまう可能性もある大切な道路でございます。町として、やはり直営的なある程度の、部門というものを設け、そういった機材重機、そいで資格者を育てておくということが、今の建設業者の減少傾向、そして即座に対応する意味では必要性がでてくるのではないかと思います。この点についてのお考えがあればお聞きしたいと思います。

○上田建設課長（上田 修） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田 修） 防災のための人材や資格、また、重機や機材の確保の必要性についてのご質問でございます。建設課の取り組みでございますけれども。まず、重機という面で申し上げますと、特に除雪用の、機械、機材が、確保がきん、確保でございます。これは、タイヤドーザーというものでございまして、特に安定した除雪体制の確保のため、計画的にタイヤドーザーなどを整備をこれまでもしてございます。災害への対応としましては、土砂撤去も可能となるようにバケットつ、バケットですね、に切り替えができるような形での機種も導入をしております。今後でもですね、そういった災害の対応が、可能となるようなですね、機種、規格ものを整備をしていきたいと考えてございます。また、近年多発するゲリラ豪雨や台風、豪雪などですね、議員さんおっしゃいましたような、管理不足による、さん、山林の管理不足による倒木等でございます。さきほど申し上げましたけれども、業者さんの方にもお願いをしておりますけれども、緊急時には職員により、伐採や処分が必要となることから、今年度よりですね、伐木作業の、とく、受講というかですね、そういったものを受けてですね、チェンソーの使用等ですね、職員ができるような形で今年度等行っております。また、高所ですね、倒木等もありますけれども、これもまた資格等も必要でございます。維持管理業者さんともきょう、協議をしながらですね、そういった作業の確保についてもですね、今後は検討をしていかなければならないというふうに考えております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） 町がいろいろと、主体となってやると、民業圧迫になるのではないかという懸念も昔はあったんですが、今のこの状況でみれば、やはり仕事を分担して、やっぱりこれは町がやってくべきであろうという、防災の観点からすれば、主導権をとるか、中心になってやられても、当然ではないかという点もあると思います。そして、今具体例にも出ましたが、枝葉が道路に、もちかかっているようなところ。特にこれは、県の関係になります。市木井原線等でも、かなり道路にかかっており、荷台を抱えた車が急に車線を変更されたりしとるところを見たことがあります。やはり、その枝をよけるためにそういった急ハンドルをきられたりしている例もございします。そういったものは、管轄官庁と通じて、

やっていただくとは思いますが、町道に関しましては幹線につきましてはそんなに山瀬に走ってないので、あのう、わかりません、ないですが、少し入りますとそういったところがたくさん見られます。高所作業車等も、町で設けられるものなら設けていただいて、資格も取っていただいて、いざというときに適時タイムリー的なもの、羽須美地域で起きようが、この石見地域で起きようが、瑞穂地域で起きようが、すぐ対応ができる。業者さんに行って車の手配からオペレーターまで手配してやる時間的なものもかなりかかると思います。そういった工事の大小にもよるとは思いますが、即座に対応できるようなものでしたら、町の方でやっていただけることも考えなければならぬのではないかと思います。もちろん、地権者というか、その山をもっとられる所有者にも、責任というか、はあると思いますが、そういったものも含めまして、しかし災害とか事故にはかえられませんので、緊急を要する場合はそういった対応も必要ではないかと思います。また、ゲリラ豪雨等の話もでしたが、停電もありましょう。で、そうしますと、やはり発電機、給水ポンプ、こういったものも業者さんが減ってくるとやはりそういった確保も限られてくるのではないかと心配をしているところでございます。そこで、まあこれは、総務課の方の関係になるんかもしれませんが、そういった資格者を要請する。いろんな行政には、研修制度もあると思うんですが、こういった意味での資格者を取得してもらおう。もちろん、一般町民の方も含めて、こういった資格が今後必要ですから、こういったときにお手伝い願えませんか、といった意味で取得のための支援といいますか、そういった制度を作って、もう少し素早く対応できる人材、機材を確保しておくということは、備えあれば憂いなしでございますので、考えられないか。その点はいかがででしょうか。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 必要な資格取得のための、何か対策はないか、ということ、承りました。職員に関しましては、まあ、そういった研修というのは、受講計画を立てていただいて、取りに行っていた。今年度も、実はそういった資格を取得しに行かれる職員もいらっしゃるけれども、研修費の助成というのは出るようになっております。一方で、重機の、地域の皆様のなかで、そういった資格をいわゆるその職業として、取得されるのではなくて、地域力として備えていただくという意味では、現在そういった具体的なものではございませんけれども、防災士の資格をとっていただくということを筆頭に、今年度もいわゆる地域防災を推進していただくため、コロナの交付金等を活用して地域でそういったものについても、研修費等というのも活用できるものとして備えさせていただいております。引き続きそういったものをですね、ご活用いただきながら、地域で必要な防災に必要な資格等があるようでしたら、ぜひ備えていただければありがたいというふうに考えておるところでございます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。最近の、そういった自然災害は50年に一度とかいいますが、もう2年に一度くらいのペースやって

きてるような状況でございますので、ぜひともそういったものも小さなことかもしれませんが、必要ではないかと思うところでございます。資格といいましても、本当に難しい資格もあれば、その作業系である程度通えば使えるようになるんじゃないかというような資格もありますので、また、気象予報士とかいう資格もございますが、ある程度この地形そういった天気図を見ると今後台風の進路等では、邑南町にこういった影響があるのではないかというようなことも助言できるような形もできるんじゃないかと思っております。そして、4番目に入りたいと思っておりますが、災害が予想されるとき、災害が発生したときにおける、避難方法と避難所の、あり方についてお聞きたい、お聞きしたいと思っております。まず、現状を簡単にご答弁をいただければと思っております。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 避難予報時と災害発生時における避難方法と、避難所の在り方の現状ということでございます。邑南町の場合は、避難勧告ですとか、避難準備ですとか、そういった国が発出します、いわゆる避難のための行動を起こしていただくための情報発信に、の前段階として邑南町独自に避難予報を発令をしております。この避難予報の発令時には、基本的には、公民館等を避難、要は現状で不安を感じておられる方は災害等が夜の間にくるといふふうに思ったときに明るいうちに避難をしていただくようにということで、この避難予報を出しておりますので、その場合は公民館の方に逃げていただくということ、基本としておりますが。最近のコロナの状況もございまして、避難所の方が満杯になるということもあらかじめ今年度は想定をしておりましたので、各地域によって定められております自主避難の場所というのを事前に確認をしていただくなり、あるいは安全な建物、あるいは安全なところにある親戚、知人の家への避難、こういったもの、事前に予報として申し上げます、ぜひ地域でそのあたりを考えておいていただきたいというふうに申し上げたところでございます。そういった今の現状でございます。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい。最近の災害の、自然災害の恐れがあったと思い、思い起こしますと、台風10号。これもかなり、数日前からこれは大きな台風で、どれだけ被害が出るだろうかということのなかで警戒をし、幸いにも大きな被害は出なかったこの当地方ではなかったようですが、多少の農作物の方の災害もあったようには聞いとるんですけど。9号、そして8号と続けて同じような進路をたどりまして。これも、もし日本海側へ曲がってくるとすれば、もっと当地方は風が強くなるのは間違いありません。そういった風に対しましては、強固な建物に避難してくださいというのが、NHK等のニュースではあります。しかしながら、このへんの住民のみなさんに強固な建物とはどんなものかと聞きますと、やっぱりコンクリートでできた建物だとか、そういうのをやっぱり思い浮かべるといふ。このへんにはマンションとかそういったコンクリートで建てた住居もありませんし、まず、そういった学校か公民館で、そういった強固なと思われるところへ避難されるんだと思っております。そこで、今回のそれだけ大きな台風が来るといわれた10号のときに、5段階の避難勧告等

もあるわけなんです。そのなかで町内で、どのくらいの方が避難をされたかということがわかれば。それと、その風の、風の災害が予想される時は、この避難所がいいでしょう、しかしながら大雨の時は、この避難所は後ろに山があるから土砂崩れの危険があるから、ここは避難しない方がいいでしょうというようなところも、避難所に指定されているところもあると思うんですね。そういった場合の、避難所の区分、適正区分です。そういったものの明確は、明確化は住民のみなさんに周知をされていると思われませんかという点。そして、こういったコロナの、との避難がもし重なった場合、町が指定している避難所だけでなく、民間の施設でもここは適正に避難所としても使うわせていただければ大変助かるのではないかなという場所もあると思うんですが。そういったものを、増やしていくという考え方についてはどう考えるかお聞きしたいと思います。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外

●山中議長（山中康樹） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） すみません。避難者の数、正確な数字を、すみません今頭のなかにはないんですけども、たぶん5箇所です四十名弱だったというふうに記憶をしております。それで災害時の避難行動についてでございます。一人ひとりが状況が違いますので、避難行動をとるのをおおきく計画をしておくということが非常に重要だというふうに思っております。当然、先ほどもおっしゃっていただきましたように、いわゆる、強固な建物とかがあってというのは、なかなか身近なところでどんなものかというのを、とっさの時に判断するというのは、非常に難しいというのをおっしゃられるとおりに思っております。そういった意味では、非常時の、行動計画というのを、これを個人個人で、あるいは世帯世帯で作っておくということが、非常に大切であるということで、これは、マイタイムラインということで、設定する動きが広がってきております。高齢者や一人暮らしの方なども含めてですね、避難方法を、検討していただき、必要な支援についても地域のなかで、検討を、地域で検討をしていただきながら、世帯、個人の行動計画を作っていくということが、非常に大切な時代になってきたなというふうに思っております。その際、ご指摘いただきましたように、指定避難場所には、その災害の種類によっては適合しない、災害も、ございますので、そのあたり適合していないから直ちに危険ということでもないわけですが。たとえばグラウンドなども、避難場所にはなっていますけれども、そこで風雨をしのぐというのは非常に難しいわけがございますので、そういった適切な場所というのを検討いただいて、それぞれの方、世帯の避難計画というのを災害の種類に応じて作っていただくということが大変重要だというふうに思っております。その際に、より安全な建物であるところに避難をしていただくというのが一番重要ですが、これをすべて公共施設でまかなうというのも、これも無理なところもございまして、先ほども申し上げましたように、民間の施設等も含めて、いろいろとご検討いただければというふうに思っております。以上です。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい。あれだけ大きな台風がくるぞといったところで、町内で避難された方が全部で四十名程度だったということは、いやあ、なかなか、そういったもの

に敏感に反応して避難されない方のほうが、なかなか多いんだと思います。そのためには、やはり、安心して安全なところだということが、自分でも、確信がもてない住民の方もあれば、やはり大丈夫だろう、今までは何もなかったんだからというようなかたちで、おられた方。もちろんコロナの関係で密になるのが嫌だという方ももちろんおられたと思うんですが。今も、その民間も含めていろいろと、考えておかないと、いけないというのは誰も、今、認識をされているところではないかと思います。災害がおきてからでは、大きな、またいろいろな問題、そして人命財産にかかわることも起きてくる可能性もあります。そのためにも、人材の確保、機材の確保、そういった、建設業者さんとのいろいろな、兼ね合いもあるところですが。実際には、そういった仕事に従事される方も、減少傾向にあるということで、まずは、大きな災害にいたらないように整備を小さなことからしておくことも大切ではないかと思っておりますので、その点、ぜひ、気をつけてやっていただきたいと思います。次に、2番目の質問に入らせていただきたいと思います。町民の、このコロナ禍おける心身の健康管理と生活の在り方についてということで質問をさせていただきます。いつになれば、終息するか、わからない、このコロナの状況のなかで、それぞれの世代や生活環境が異なるなかにおきましては、いろいろな不自由な生活を、送られている町民も多いと思います。そのために、身も心も健康の状態で、おっていただき、それを行政としてどのように捉え、把握をし、また、住民のみなさんが生活をするうえでまわりの、地域の連携、そして、福祉的なサービスも、もちろん重要と思っております。そのなかにおいては、いろいろな制約が今、あると思っております。条例のように罰則がある制約もあれば申合わせ事項みたいなものも、いろいろとあるわけですが。人それぞれ、それぞれの取り方によっては、いろいろな、悩みそしてまた思いが、あるように、感じております。感染対策は当然ではあります。今まで築かれた町民同士の信頼関係を、含め、できるだけ、コロナの以前に近づける、状況に近づけるような、努力も、すべき点もあるように感じております。そこで、次の点についてお伺いをいたしたいと思います。まず、児童生徒さん学校関係でございますが、このコロナの、による影響がでてきて、生活習慣、学習体制、そして生徒同士や地域とのコミュニケーションに変化が見られてきていると思います。教育委員会等では、どのような指導が、部活動も含めまして、行われている現状か、簡単にお聞かせいただきたいと思います。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 高瀬学校教育課長。

○高瀬学校教育課長（高瀬満晃） 児童、生徒などの学校関係の対応についてのご質問でございます。ええ、例年であれば、地域の方に学校に来ていただいて、行っておりました、授業や校外活動などが、コロナ禍のなかで制限しないと行うことができず、また、運動会や地域の方にも一緒に参加してもらっておりましたが、感染防止のための学校にきてもらうということを、今、制限している状況ではございます。児童、生徒につきましても、これまでは、普通に地域の人と交わっておこなっておりました授業や行事につきましてもできなくなり、大きな不安やストレスを感じていると思われまます。このような状況下のなかでも、学校現場では今できる活動を工夫して行い、日々の児童生徒の不安解消と学習機会の損失がおこらないよう努めてもらっているところでございます。また、感染者や濃厚接触者が町内で発生したときに差別することがないよう、町全体で支えるための「大丈夫、みんなを支えるから」運動に取り組んでおり、どのようなことをするのがよいのかということを考える機会を設けているところでございます。次に、部活のことについてでございますが。新型コロナウイルス

ウイルス感染症により全国大会や、県大会などがすべて中止となり、特に3年生につきましては、出場を目指して練習に励んでおりましたが、結果を披露することが叶わなくなって残念なことだったろうと思われまます。児童生徒たちのことを考えて、先生方も含め練習の成果を発表する場を設けることができないかと関係者の方々と議論して交流試合が開催され、少しは気持ちの整理もできたのかと思っております。中学校での部活は、終了となる3年生ではございますが、ただ、今回の出場が叶わなかったことは残念だったとは思いますが、その思いを高校での部活につなげてより大きな成果を残してもらいたいと思っております。その頑張っている姿を中学校で一緒に部活に練習をしてきました、下級生にも見てもらえれば励みになるのではないかと思います。いずれにつきましても、文科省の定める地域感染のレベルは、感染拡大注意、都道府県の基準に達していない地域のままですが、新型コロナウイルス感染症とともに生きていく生活を前提としたとき、可能な限りリスクを軽減させる努力をしながら、学校、教育活動を継続活動させつつ地域のつながりが途切れることがないよう関係を考える必要があるかと思っております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい。いろいろな対応をしていただいているということは、わかったわけなんです。学習もですが部活もすごく楽しみにされている生徒さんもあります。しかしながら、こういうコロナ禍におきましては、制約もあってしかたないところもあります。子供さんたちのモチベーションが、下がっていくのも理解をできる場所ではあります。しかしながら、できる限りのこと、これだけはなんとかしてあげたい、このぐらいのことだったら、そういった感染に、十分注意してできるのではないかとということもあると思えます。本町の教育は、地域との交流を重視されております、特に。そういったコロナ禍においては、地域の行事も、もう全部が自粛、やめる方向でほとんどが動いておまして、そういった行事黒板も真っ白けというような、公民館等もあるように聞いておりますが、これでは本当に、本来の教育、そしてまた、この地域での、交流が、どうなるかということを心配される方が、でているのも事実ではないかと思えます。そういったなかにおいて、学校においては、そういった今、行事もなければ地域交流がないわけですが、それを、なんとかつなげとめる意味でも、こういった工夫を考えると、また、県の、県教委の取り組みで、コロナになってから、生徒、児童さんからの声を、ラインを利用して、相談窓口等をやっておられて、これも、終了時期がきとったわけですが、年度末まで延長されたように聞いております。こういったことも、町として子供さんから、大人が気づかない、思いとかいろんな悩みとかがあると思うんですが、先生に相談できれば、そいで親に相談できればいいんですが、そうじゃなくて、また、第三者やある程度、いろんなことがみられる専門家といいますか、そういう方に相談ができるような体制もあれば、少しでも助かるのではないかと思えますが、こういった、ことについてはどうお考えかをお聞きしたいと思えます。

○土居教育長（土居達也） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 土居教育長。

○土居教育長（土居達也） 地域と子供たちとの交流をととても大事に考えております。し

かしながら、コロナの感染の状況に伴って、そうした取り組みが行われずにいるという現状も、ほんとに残念だなあというふうに思っております。ただ、コロナのいわゆる3月当初の状況と、今ではそういう科学的な知見というのが、コロナの性質がどういうものなのかということが少しずつこう見えてきた状況のなかで、随分考え方を変えていかなきゃいけないところもあるんじゃないかなあというふうに思っております。これは、文科省がデータとして示しておるものなんですけども、6月1日から8月の31日までの、データなんですけども、小学生の感染者というのは、全国で四百三十名弱。中学生が二百七十名弱です。そういうなかで、特に感染しているのは学校ではなくてほとんどが家庭の感染が、主の状況になっています。約73%が家庭の感染であって、学校内の感染というのは、4%にも満たないような状況になっています。しかしながら、それは、学校での防止、対応がかなり効いているんじゃないかなあという思います。で、ご質問のように、地域でどういうふうに、交流を取り戻していくのかということの考えなんですけども、やはり学校も考え方を変えていかなきゃいけないところもあると思いますし、地域でやっぱり子供たちの活動、どういうふうにしていったらいいのかというような地域地域の考え方もいろいろだと思うんですけども、そういったことをテーマにして、子供たちの今後の在り方をどうしていくのかというようなことも大事な、地域のテーマだと思いますので、ぜひ学校の考え方も変えていかなきゃいけないところもあると思いますが、地域ごとで、どのように活動を取り戻していったらいいのかというようなことも、話し合ってぜひお願いしたいなあというふうに思います。それと、ライン等で子供たちの悩みをきくというご提案ですけども、ほんとに大事だなあというふうに思っております。ただ、町でそういったことをやるためには、相談員さんとか、なんかの訓練といいますけども、そういうものも人材も必要ですので、なかなか町だけでやるということは難しいこともありますので、ぜひ県が延長して、そうした取り組みをしますので、子供たちに伝えて、そうした県の機関のそういう相談施設も使ってもらうように、学校には指導していきたいというふうに思っております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい。そういった、子供さんの、相談業務、県がやっとならんですが、地域でもそういうことができれば、ベターかなあ。それと逆に、先生方でもそういったことを本当に親身になって相談を受けられるような信頼関係を、生徒さんと先生がもてるようなことも熟成していくことも大切じゃあないかと思っております。そして、2番目に高齢者や一人暮らし世帯の対応についてでございますが。これは、6月議会でもちょこっと聞きましたんで、簡単に答弁をしていただければ結構ですが。高齢者は、年齢とともに体力の低下していくのは仕方ないことでございます。しかしながら、気力は若い方に勝るとも劣らない人がたくさん私はおられるように思います。このコロナの状況になって生活の制限がいろいろとされ、その気力まで失いかけていのではないかと心配をします。その影響として認知や、精神的な後退が進んでこないかということも少し心配をしているところでございます。その状況については、どのように把握し、どのように対応を考えておられるか簡単にお答えをしたいと思います。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 高齢者や、一人暮らし世帯の対応についてというご質問でございます。新型コロナウイルスに、ウイルスへの対応では、重症化リスクの高い高齢者に対しましては、感染の可能性のある接触や密集の機会をできるだけ減らすことへの理解を特にお願いしておりました。高齢者の福祉においても3月以降とその後の緊急事態宣言下においては、介護予防事業や各事業者のデイサービスについても休止、縮小することになったところでございます。そのような状況のなかで、先ほども申しあげ、おっしゃいました6月議会でも、の質問でもご紹介しましたが、邑南町社協が実施しております、一人暮らし高齢者支援事業では、一人暮らしの方々七百人以上を対象に訪問もしくは電話によって、コロナ禍における孤立や困りごとがないかなどを、聞き取りをされておりました、そのなかには、一日誰とも会話をする機会がない、あるいは引きこもり、引きこもることに慣れてしまって、外出が億劫になってしまったというふうな意見も多く寄せられておりました。こういった引きこもりであったり、精神的な減退のような状況が、見られるなかで、こういったも、ことがもとで高齢者の心身の機能が低下してしまう懸念があることから、各種の通所や介護予防事業につきましては、6月からは、基本的な感染防止対策を徹底したうえで再開いただいて、高齢者の心身の機能低下の防止にも配慮しているところでございます。各地区の老人クラブにおいても、自粛されていた活動や行事を徐々に再開していらっしゃるようでございますし、また、社協においても、先ほど申し上げました、訪問したときの情報などをもとに、一人暮らし高齢者を対象とした高齢者の開催を今後企画するなど、引きこもりがちな高齢者の外出機会を増やしたり、そういった取り組みを計画中とのことでございます。こういった、ことをはじめ、福祉課も関係課や事業所、関係機関とともに協力しながら、もちろん、こう、感染防止対策の、基本的な感染防止対策も徹底しながら、高齢者の運動や交流、外出等を促すような取り組みに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

●辰田議員（辰田直久） はい、議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員。

●辰田議員（辰田直久） はい。ぜひとも関係部署と連携、協力して、万全な対策をとっていただきたいと思っております。最後に、三つ目。町の立場とコロナ感染状況の変化にともなう対応や県との連携事案についてというところでございますが。国の指定感染症、コロナはされておりますが、これ今後レベルの変更がされれば、また対応の仕方も変わってくるんじゃないかと思っております。そして、また自治体、国を含めて、自治体、これもだめ、あれもだめ、ということをいわれるわりには、プレミアム商品券とか宿泊券、食事券を発行などして、ある面で外に出て経済を活性化してくださいという、ある視点から見れば矛盾をしているし、ある意味から見れば当然ではないかというところが、私はあるように思います。そこで、この町内のなかにも本当にそういう制約があるのかないのかわからない点もはっきりしてない面もあると思うんですが。そういえばいろんなことにかかわってくるし、いろんな事例があると思うので。ここでは、町独自の考えのもとでの指針があるとしたら、それは県や国とのある程度の連携のもとなのか、それともどうなのか。医療、保健分野についてのみの、事例というか指針があれば教えていただきたいと思っております。

○口羽医療政策課長（口羽正彦） 議長、番外。

●**山中議長（山中康樹）** 口羽医療政策課長。残り時間が10分を切りましたので答弁も簡潔にお願いします。

○**口羽医療政策課長（口羽正彦）** 新型コロナウイルスの感染状況の変化に伴う対応や県への連携事例についての御質問にお答えします。本町では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきまして、1月30日に設置されました国や県の対策本部にあわせて、同日付けで対策本部を立ち上げ、連携して対策に取り組んでいます。町対策本部には、医療分野での助言や提言をいただく医療部会や町民生活に支障をきたさないよう行政サービスを継続する業務継続部会、それから町民の生活支援を検討する生活支援部会の3部会を設置し、対策を進めています。感染症対策として、緊急事態宣言が発出されたなかでは、国の示す基本的対処方針に基づき島根県の方針を参考に町民の皆様へ様々なお願いをしてまいりました。それは、3密の回避、人と人との距離を保つなどの基本的な感染症対策の徹底、不要不急の外出自粛、イベント等の主催者への中止または延期のお願い、小中学校の休校、事業主への職場や営業時の感染防止のお願いなどでございます。そして、緊急事態宣言解除後は、長期間にわたり感染拡大を防ぐために飛まつ感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に日常生活を定着させ、持続するための新しい生活様式を促進するよう方針が示され、感染防止と経済活動の両立に配慮した取り組みに移行する流れとなり、現在に至っております。体制変更やお願いの内容が変わる場合については、町民の皆様へ町長メッセージとして、無線放送やケーブルテレビ、および町ホームページで、などでお伝えしてまいりました。また、感染予防拡大防止の体制づくりについては、国、県の方針をもとに、感染状況の段階にあわせて迅速な対応ができるよう備えているところでございます。島根県との具体的な連携については、大田圏域新型コロナウイルス感染症対策等連絡会において、情報共有を図るほか町の医療部会にも県央保健所に入っていたいただき、感染者発生時の連携体制や拡大防止対策についての情報共有や役割確認を行うなど密接な連携を図っているところでございます。

●**辰田議員（辰田直久）** はい、議長。

●**山中議長（山中康樹）** 辰田議員。

●**辰田議員（辰田直久）** はい。保健課長にも同席をいただいたんですが、具体的なことについても言及しようと思いましたが、ちょっと時間の関係で大変申し訳ございませんが。いろいろと、町の方も医療部会をつくっていただいて、いろんな指針も出していただいとるわけなんですけど。医療の立場からすれば、これは大丈夫だろうという、だろうというようなことは、たぶん言われなと思います。これはダメです、これは禁止ですと、みたいな形になるのは当然だと思うんですが。そういった面だけでなく、やはり先ほどからもうして、申しましたが、学校の関係、高齢者の関係、そして地域のいろんな意味での人同士の、ある意味での悪影響も出てくるんじゃないかと思います。世間では、マスク警察といって人の揚げ足をとったり指摘したり、その関係で飛行機から降ろされたりとか、そういったこともあるようでございます。今後こういった、コロナがいつか、終わるかわからない。終わってからでもまた今のような状況が続くとすれば、責任の所在を迫及する人、そして、様々なクレームを言う人が増加してくるんじゃないかという危惧もあります。こういったことになると行政もたいへんやりにくい面が出てくるんじゃないかと感じるところでございませう。

そして、住民同士のトラブルも発生している現状もあれば、いろいろと危惧されることはあるわけなんです。今、できることを、感染拡大をしないために、その3密を、避ける。当然のことですが、感染症対策も、マスク、消毒、長時間の会食などを控えるようにと、みんなそのへんは理解をされているところではございますが。たくさん寄ると、感染するんだという感覚に、もう、なってしまっている点もあります。百人寄っても感染者がいなければ、うつる可能性は少ないと思います。そういった、いろんな、取り越し苦労いうって言い方は失礼かもしれませんが、そういった過敏に反応しすぎて、ちょっと、活力がなくなっていくというようなこともあるんじゃないかと思います。家族のお見舞い、病院に入院されている人にもなかなか会えない、特老に入っておっても、なかなか会えない。会えるとなるときは、もう、あと二、三日の、命ですよと言われるようなときにしか、なかなか会えないという現状を聞きましたし。それは、なかなか情けない。人というのは、必ず一回は死ぬもんですが、死ぬという、人生のうちで一番大きなことはないと思います。そして、今、葬式でお世話になった方に線香の一本を、でもも、捧げたいと思われた高齢者、特にお世話になったからとゆって行きたい方も、孫や子に今は、家族葬というて、一般のもんが行って、あこへ行くときじゃないけえ、絶対行きんさんなよ、とかいうて言われて、高齢者がすごく悩んでおられる声も聞きました。そこまで本当にしなければいけない現状と、どうにかしてあげたいという葛藤が、すごくあります。町の、葬式等の放送にしても家族葬という文字が入らないと放送できないとかいう制約があるみたいですが、これは、どこでやろうが、どこで、亡くなられたことには事実で、昔から防災無線で、そういうことをいうことになっているんですから、あとは、やっぱり、行く人が今の時期だから控えよう、声だけかけて帰ろうとかいうことを判断されるわけですから、あんまりいろんなことを、そういうふうに、決めたか決めんかわからないけど申合わせ事項みたいになってくると、なかなか経済活動についてもそういった人のつながりも難しいことがずっと続いていくんじゃないかということも心配をしておりますので。今、少し落ち着いている、コロナも落ち着いているんですが、今後インフルエンザとの関係でわからない点も出てくるかもしれませんが、そういったこともぜひとも少し考えていただく必要もあるんじゃないかと思います。だいたい、私は、古い考えの人間ですので、そういったことを、特に重視したいと思うんですけど。本当に義理人情、血も涙もないような世界になったら大変だと思います。そして、今度、総理大臣になられるであろう、方も、自助、共助、公助、そして絆だということを言われましたが、自助は、自分を守りから守るでしょう。公助も税金を払っているんだからこれぐらいはしてくださいというかもしれません。しかし、共助というものは、自分ひとりではな、できないこと、まわりの人と一緒になってやっていこうというような気持ちがなくなるとは、そういうコロナにたい、対抗する気持ちとか、あれも失せてしまうのではないかと思います。ですから、こういったことで、コロナで、悲しくも亡くなられた方も全国にはおられますが、コロナの終息後、そういった、社会や、人の動向が怖いのも事実ですし、こういった経済状況等や人間関係で自ら命を絶つような方があっても、私はならないと思います。そういったことも含めて、町としてこれだけは守ってください、これだけは、自分の責任でとかいうようなことと、それから、やはりある程度は、制約を少しゆるめるといいう言い方は、しめてはいないと言われればゆるめることもないんですが、そういったことも考えながら動いていただくことも、町民のみなさんは、長くなればなく、こういった状況が長くなれば悩みとかいろんなことが、出てくるように、感じております。田舎ならではの人と人のつながりが、なくならないような、また、コロナの前に戻れる、たときに元の世界には戻れることは、難しいんじゃないかということも、たくさんいられ、おられますが、できるだけそれに近いものに戻っていただくような対応も、行政としてできる範囲でやっていただければと思います。まあ、最後に町長さん

の、気持ちとか思いもあったのに、と思うのでお聞きしたかったのですが、議長が時間だと言えば許されませんので、私も、そういう経験しておりますのでわかります。そういった形で、また、何かの町長さんのメッセージを、広報無線等、また、いろんな、ところで、言っていただければ、また町民も安心する面もあるように感じますので、どうかよろしく願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 時間を過ぎておりますが、答弁がありましたら。では、簡単に。

○石橋町長（石橋良治） 議長。番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 特別に許可をいただきましたんで。時間を過ぎて、多少気になるんですけども。私の現状認識としては、コロナはまだ完全に終息してないわけでございまして。特に最近の状況というのは、無症状者が増えている。だから、ほんとみなさん方のご努力で、コロナ感染というのは出ておりません。それに対しては、ほんとに敬意を表するわけでありまして、やっぱり無症状っていうのは、非常に怖いなあと。やっぱり政府にもぜひお願いしたいのは、PCR検査、全員が受けれるようにならないととてもじゃない安心した生活を送れないといふうに思います。そのなかで、差別というのは、絶対これはあってはならないので、教育委員等でもやっているようでございましてけれども、教育委員会任せではいけないだろうと思います。いずれにしても、葬式の問題であったり、ほんとみなさん方制約っていうか、お互いの自粛のなかでやっていらっしゃるということについては、ほんとに心苦しいんですけども。これは私どもが、たとえば葬式はこうあるべきであるとかいうことは一言は言ってないわけでありまして、そういうような状況であるっていうことであります。いずれにしても、一番の要件である3密、これは絶対守ってもらいように、感染対策そうしたうえで、葬式も含めた新しい生活様式はなんなのか、いうことをですね、やっぱり地域のみなさん方も、ぜひ知恵を出して考えてもらえば、よろしいのかなあ、というふうに思っております。ぜひ、辰田議員さんの思いも含めてですねえ、委縮することなくやっていくことが大事だろうというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

●辰田議員（辰田直久） はい。議長。

●山中議長（山中康樹） 辰田議員

●辰田議員（辰田直久） はい。時間を延長していただいて、これである程度のやり取りと、それから、町民のみなさんにもいろんな思いがあるなかでやっているということがわかったと思います。議長には感謝申し上げます。ありがとうございました。

●山中議長（山中康樹） 以上で辰田議員の一般質問は終了いたしました。ここで暫時休憩といたします

——午後3時35分 休憩 ——

(Bグループ議員入場)

——午後 3 時36分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●山中議長（山中康樹） 本日は、これにて散会といたします。

—— 午後 3 時36分 散会 ——